

---

# 公益法人の実態把握に係るアンケート調査結果

---

行政改革推進本部事務局

# 目次

調査実施概要	1
Q1. アンケート回答法人の属性別内訳	2
Q1. ア)区分	2
Q1. イ)所管官庁	2
Q1. 国所管の場合の省庁	3
Q1. 都道府県所管の内訳	3
Q2. 都道府県所管の都道府県別構成比	4
Q2. 設立目的事業分野	5
Q3. 財産拋出者	6
Q4. 常勤職員数	6
Q5. 総資産額	7
Q6. 負債額	7
Q7. 正味財産額	8
Q8. 収支決算額	8
Q9. 年間収入の30%以上を占める収入	9
Q10. 人件費の計上	10
(クロス集計)	10
Q11. 公益事業の実施状況	11
(クロス集計)	12
SQ 基準を満たしていない理由	13
Q12. 法人の目的	14
(クロス集計)	14
Q13. 会員等対象事業実施の有無	15
SQ1 総支出に占める割合 / 全事業費に占める割合 (ア)	15
SQ1 総支出に占める割合 / 全事業費に占める割合 (イ)	16
SQ2 新制度成立時の対応	16
Q14. 付随的収益事業と本来事業との関係	17
Q15. 税務署に届け出ている収益事業	17
SQ1 税法上の収益事業の位置づけ	18
SQ2 税法上の収益事業の割合	18
SQ3 新制度成立時の対応	19
Q16. 継続事業の内容	20
SQ1 事業別営利企業との競合関係	21
(クロス集計)	22
SQ2 事業別営利企業としての事業実施可能性	25
(クロス集計)	26
Q17. 収益事業の指導経験の有無	29
SQ1 指導後の対応	29
SQ2 営利企業への転換等の検討	30
Q18. 内部留保額	31
Q19. 内部留保水準	31
SQ1 内部留保水準が30%以上の理由	32
SQ2 公益事業基金について	33
Q20. 現行の指導監督基準について	34
SQ1 満たしていない場合の対応の考え	35
SQ2 構成を改めることの困難な理由	36
Q21. 評議員会設置の有無	37
SQ 評議員会設置時の対応	37
Q22. 名簿公開の有無	38
(クロス集計)	39
Q23. 残余財産について	40
SQ1 残余財産の帰属先	40
SQ2 残余財産の帰属先についての記載内容	41
Q24. 収益事業の区分経理	41
Q25. 公認会計士等による外部監査の有無	42
SQ1 外部監査を受けていない理由	42
SQ2 外部監査を求められた時の対応	43
Q26. 制度改革の関心度	44
(クロス集計)	45
Q27. 制度発足時に目指す方向性	46
(クロス集計)	46

# 調査実施概要

調査実施時期： 2005年 10月 17日(月) ~ 2005年 11月 15日(火)

調査地域： 全 国

調査対象： 国所管公益法人 都道府県所管公益法人

調査方法： 郵送調査法（自記入式）、無記名方式

標本抽出法： 全国の公益法人から層化二段無作為抽出法により8,000法人を抽出

発送数： 8,000法人

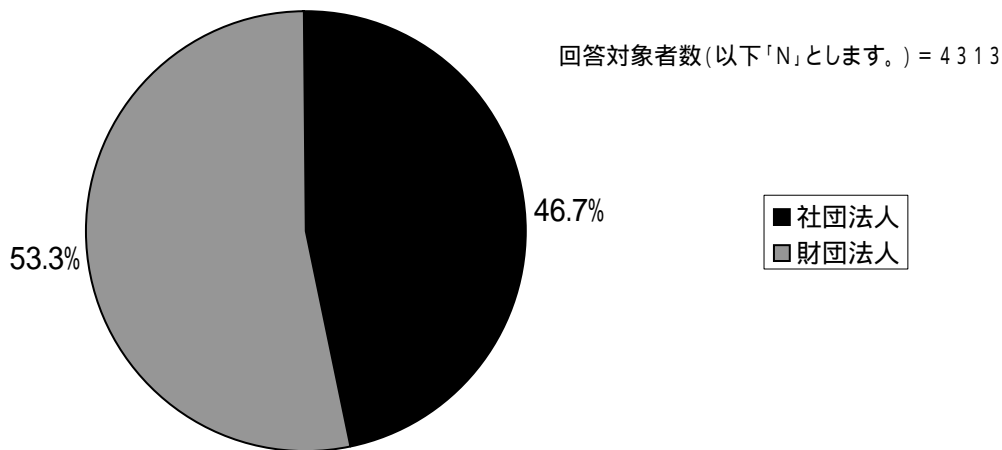
有効集計数： 4,313（有効回収率 53.9%）

アンケートの調査結果には、単純集計のほか法人の参考となると思われるクロス集計（1つの回答を縦軸に、もう一つの回答を横軸に表を作成して集計する方法）結果を掲載しています。

# アンケート回答法人の属性別内訳

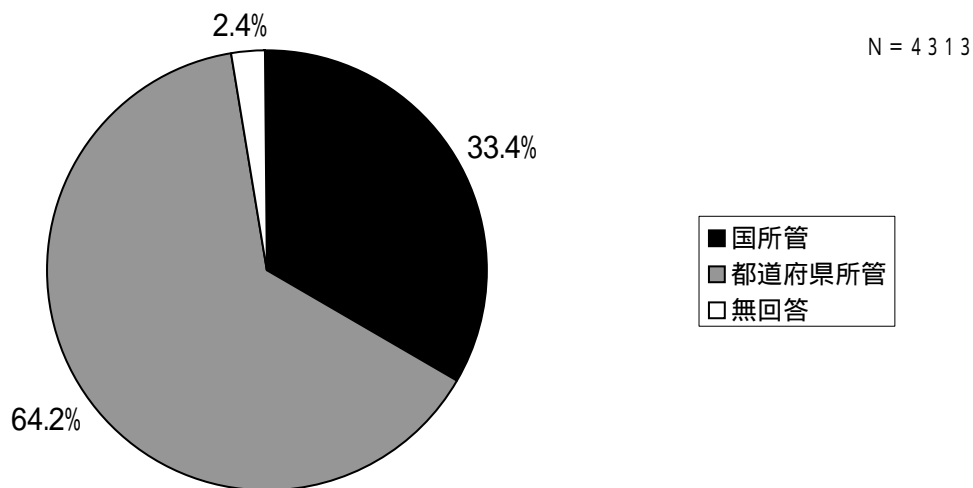
Q1) 貴法人の区分、所管官庁は、次のうち、どれに当たりますか。それぞれ当てはまるものの番号に 印をつけてください。

## ア) 区分



	社団法人	財団法人
回答数	2016	2297
%	46.7	53.3

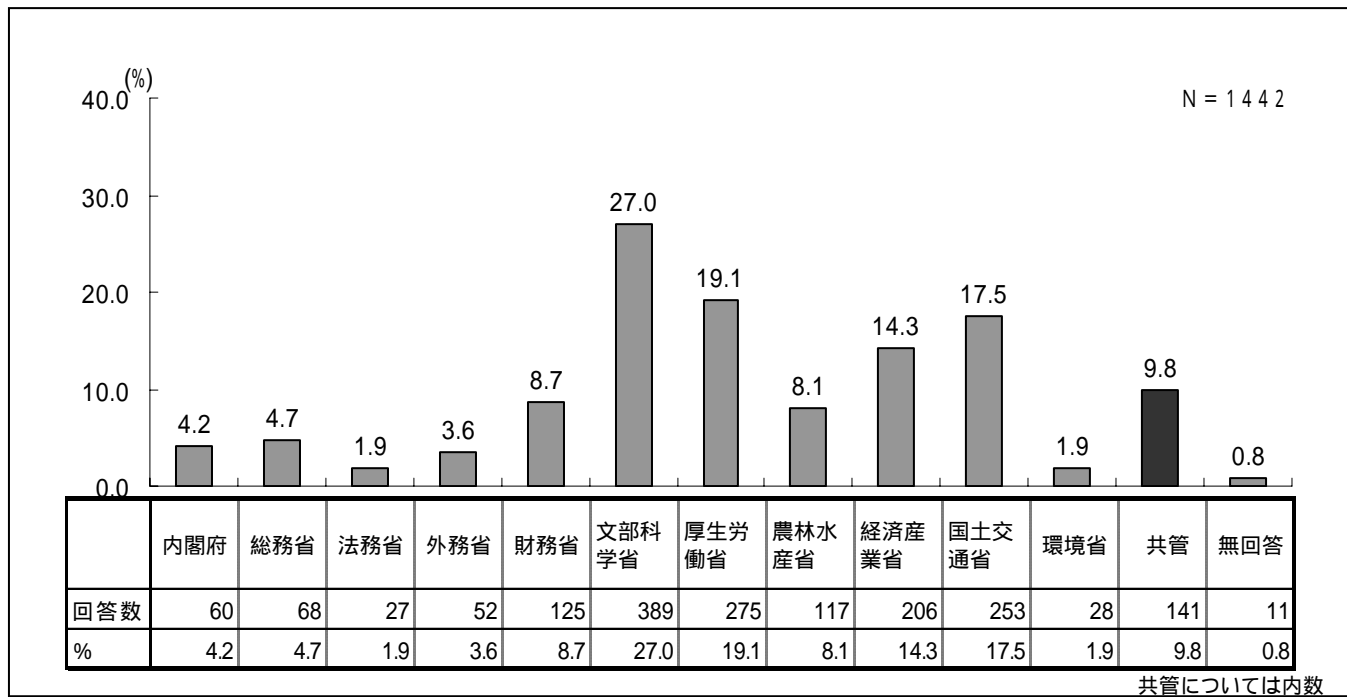
## イ) 所管官庁



	国所管	都道府県所管	無回答
回答数	1442	2769	102
%	33.4	64.2	2.4

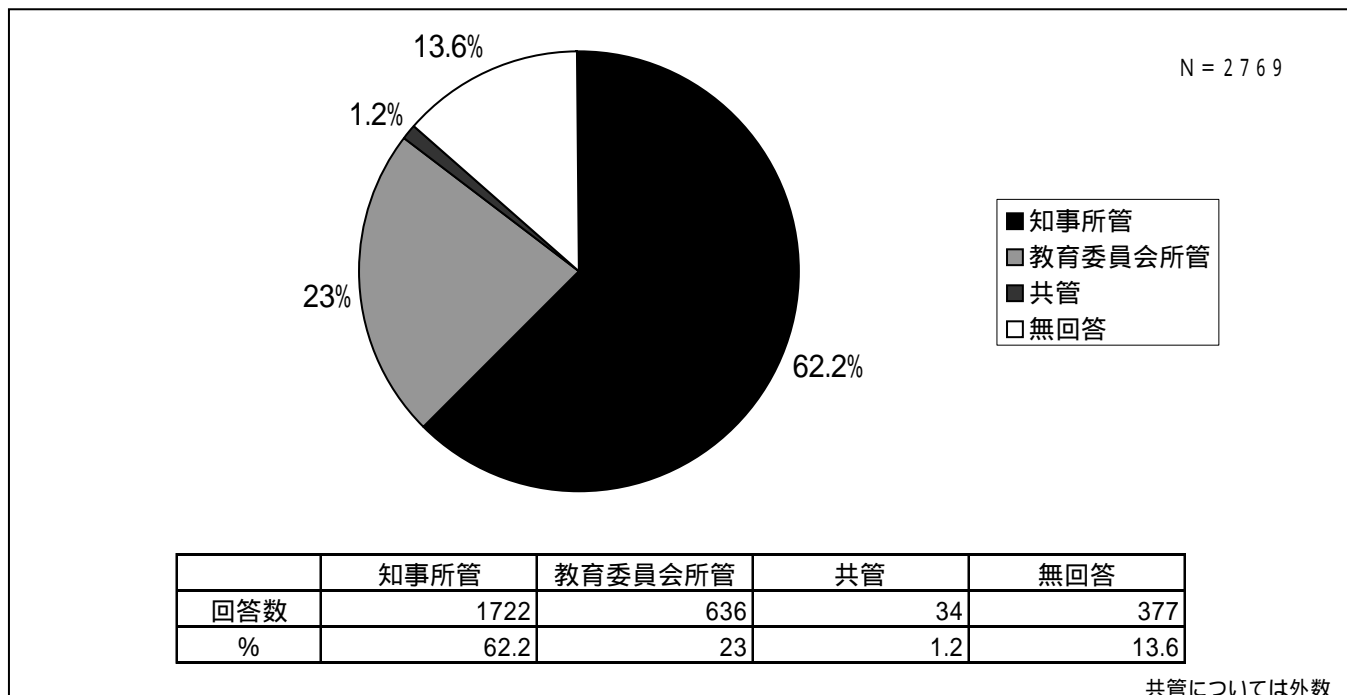
## 国所管の場合の省庁

(国所管の場合は、次の当てはまるものにつけてください)



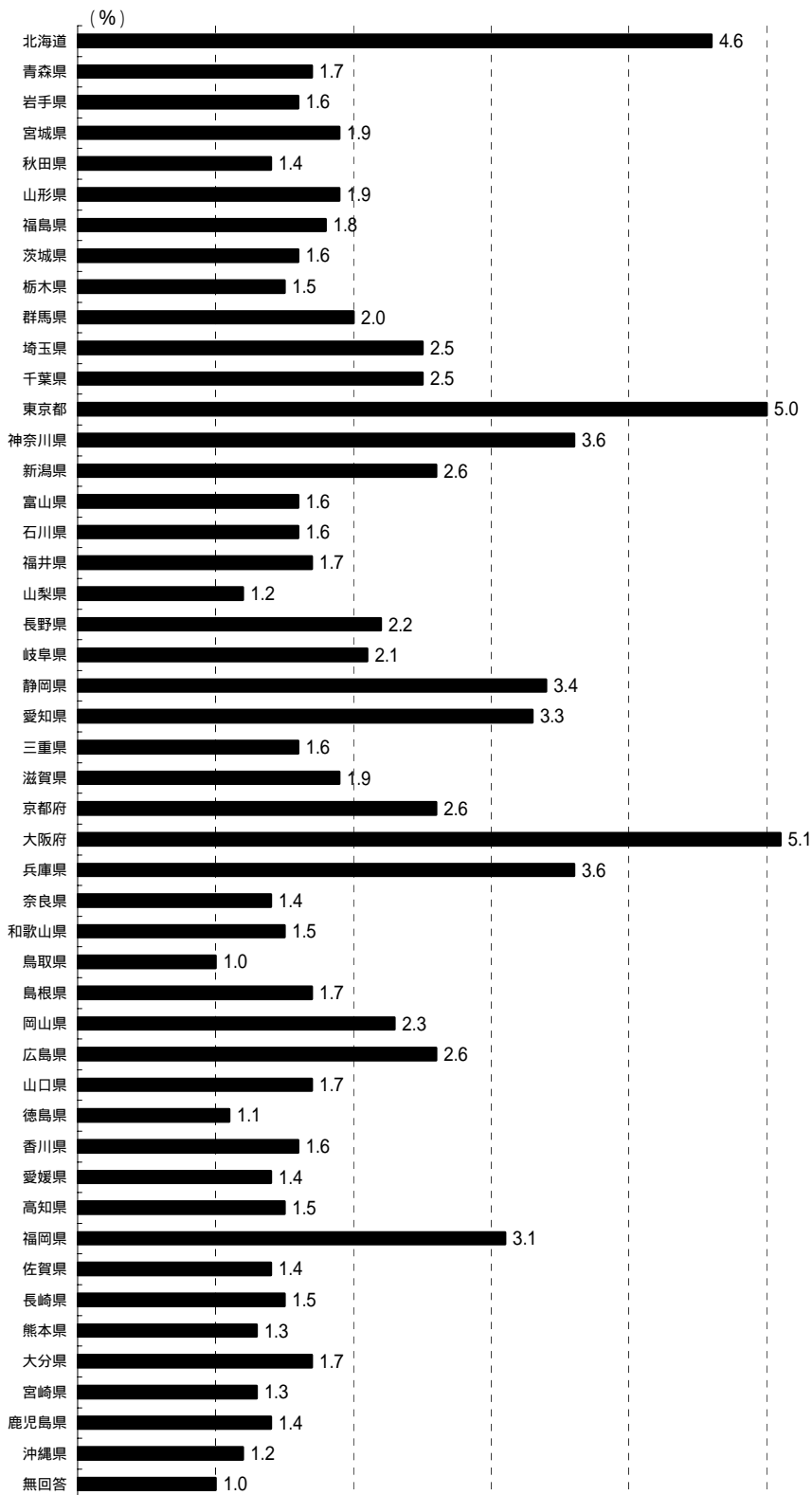
## 都道府県所管の内訳

(都道府県所管の場合は、次の区分と都道府県のそれぞれについて当てはまるものにつけてください)



# 都道府県所管の都道府県別構成比

N = 2769

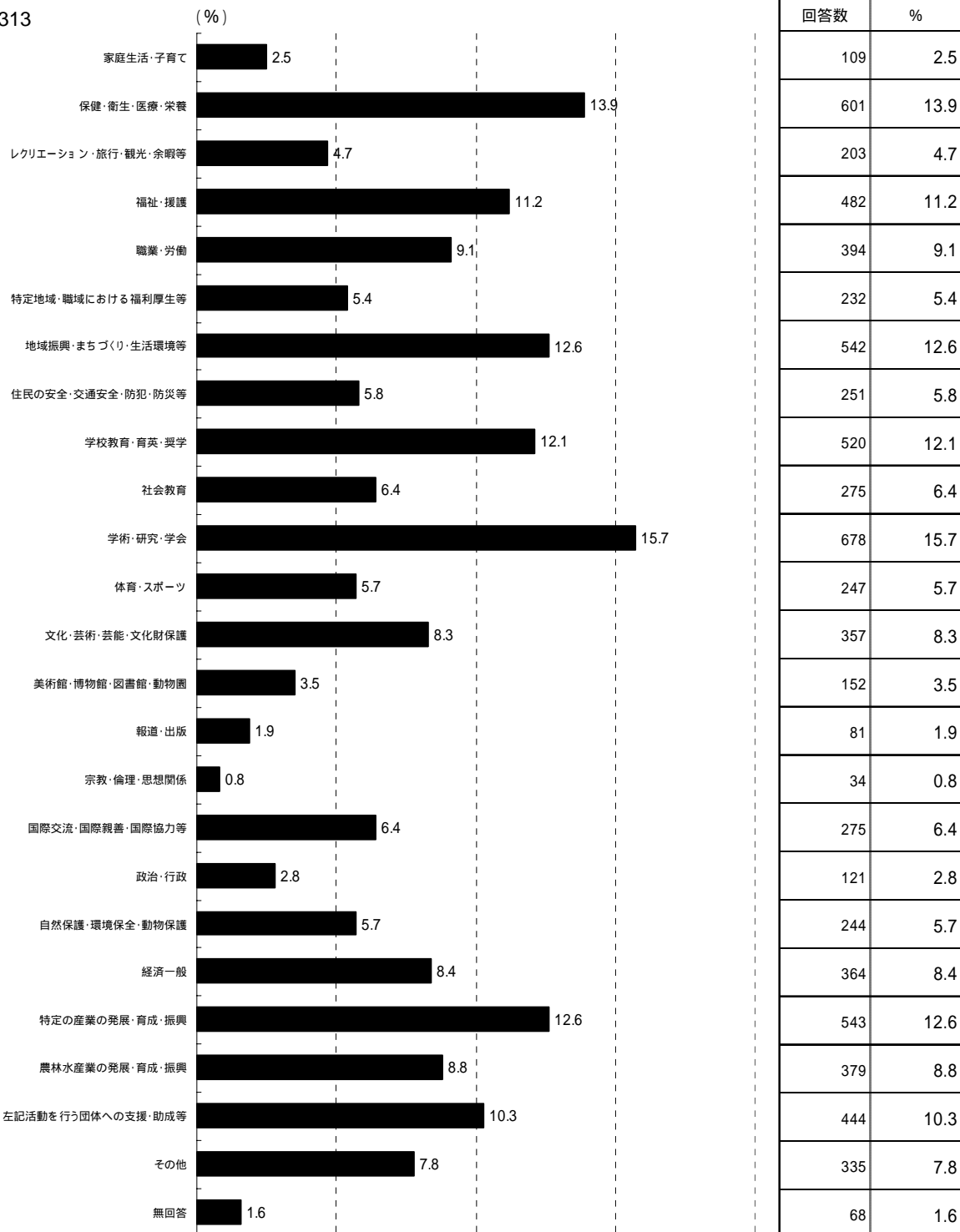


回答数	%
126	4.6
47	1.7
45	1.6
52	1.9
38	1.4
52	1.9
50	1.8
45	1.6
42	1.5
55	2.0
70	2.5
70	2.5
139	5.0
100	3.6
72	2.6
45	1.6
45	1.6
48	1.7
32	1.2
61	2.2
57	2.1
95	3.4
91	3.3
43	1.6
53	1.9
73	2.6
142	5.1
100	3.6
38	1.4
41	1.5
29	1.0
48	1.7
65	2.3
73	2.6
48	1.7
30	1.1
43	1.6
40	1.4
42	1.5
87	3.1
39	1.4
42	1.5
35	1.3
46	1.7
35	1.3
40	1.4
32	1.2
28	1.0

## 設立目的事業分野

Q2) 貴法人の設立目的及び主な事業分野について、次の中から、当てはまるものを3つまで選んで 印をつけてください。( )は3つまで)

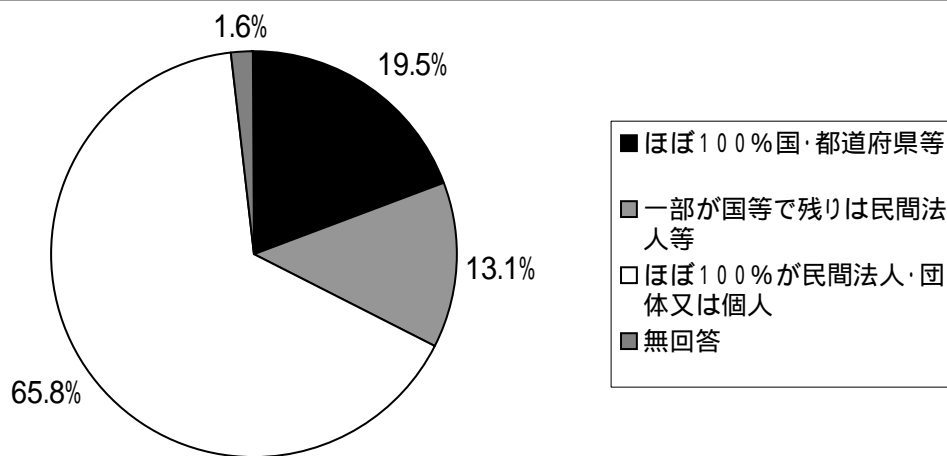
N = 4313



## 財産拠出者

Q3) 貴法人の設立時の財産の拠出者(土地・建物等の現物拠出者を含みます)について、次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。社団法人・財団法人ともにお答えください。( はひとつ)

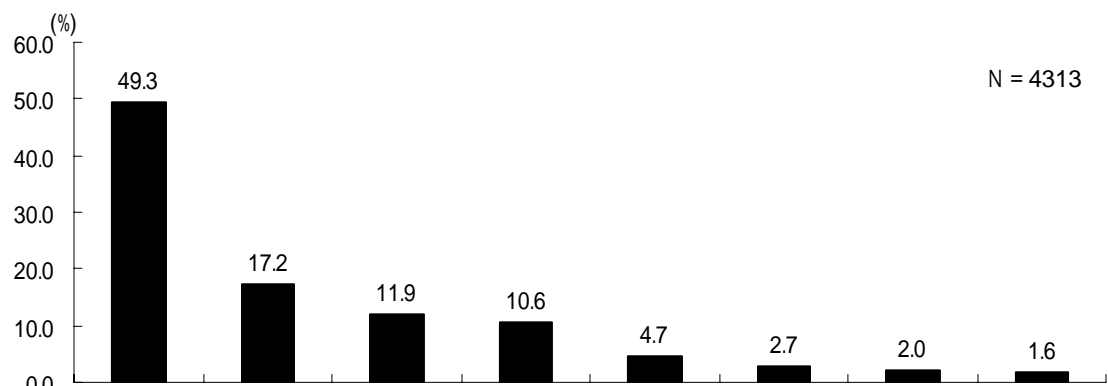
N = 4313



	ほぼ100%国・都道府県等	一部が国等で残りは民間法人等	ほぼ100%が民間法人・団体又は個人	無回答
回答数	841	565	2837	70
%	19.5	13.1	65.8	1.6

## 常勤職員数

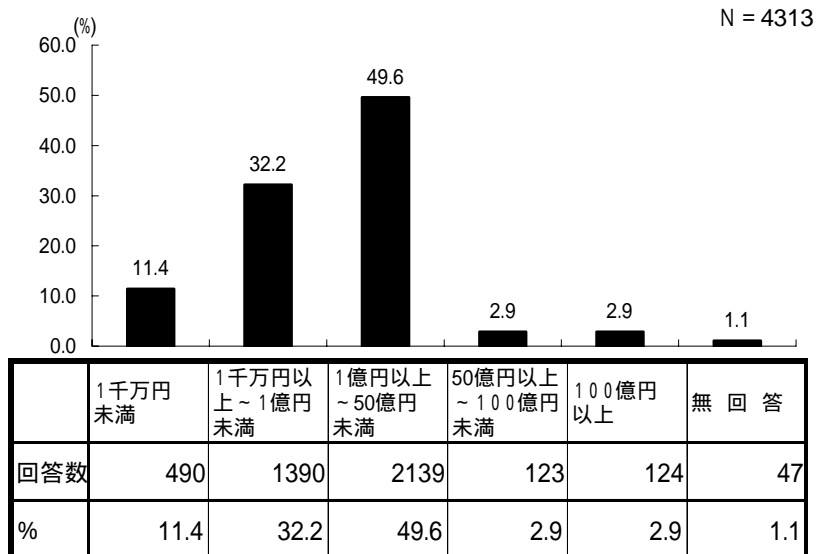
Q4) 貴法人の常勤(最低でも週3日以上出勤の者)の職員(正職員、パート、アルバイト等の雇用形態は問わず、1年以上勤務を行う者をいい、理事及び監事は除きます)の数について、次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( はひとつ)



	4人以下	5~9人	10~19人	20~49人	50~99人	100~199人	200人以上	無回答
回答数	2125	743	512	458	202	117	85	71
%	49.3	17.2	11.9	10.6	4.7	2.7	2.0	1.6

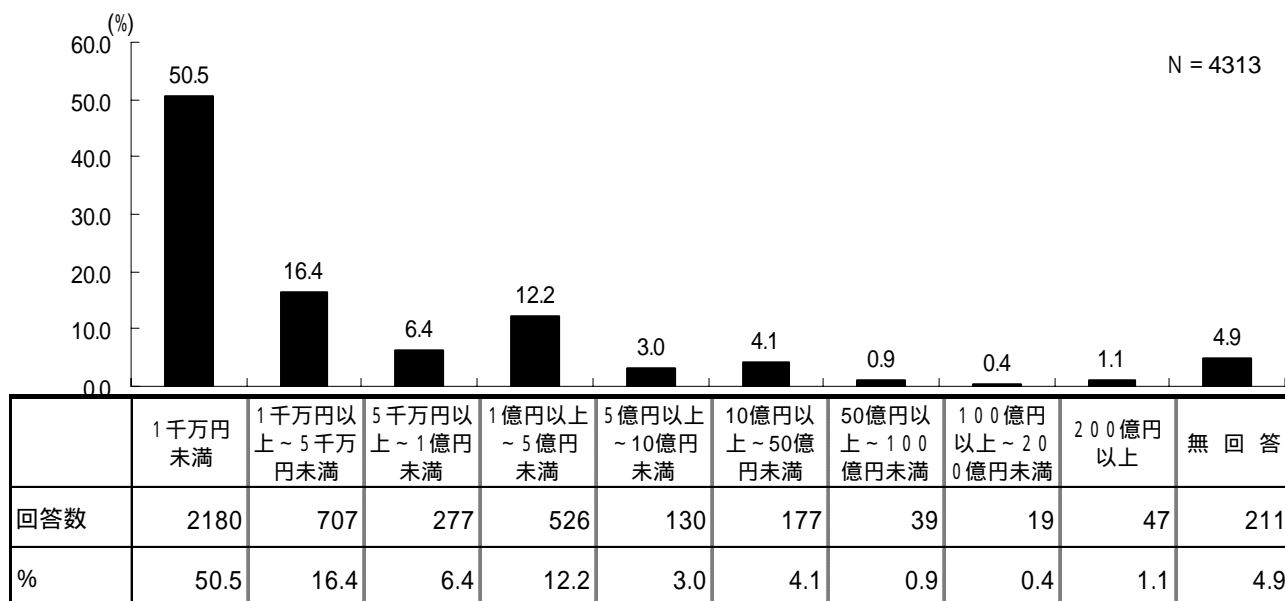
## 総資産額

Q5) 貴法人の総資産額に関して、次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( はひとつ)



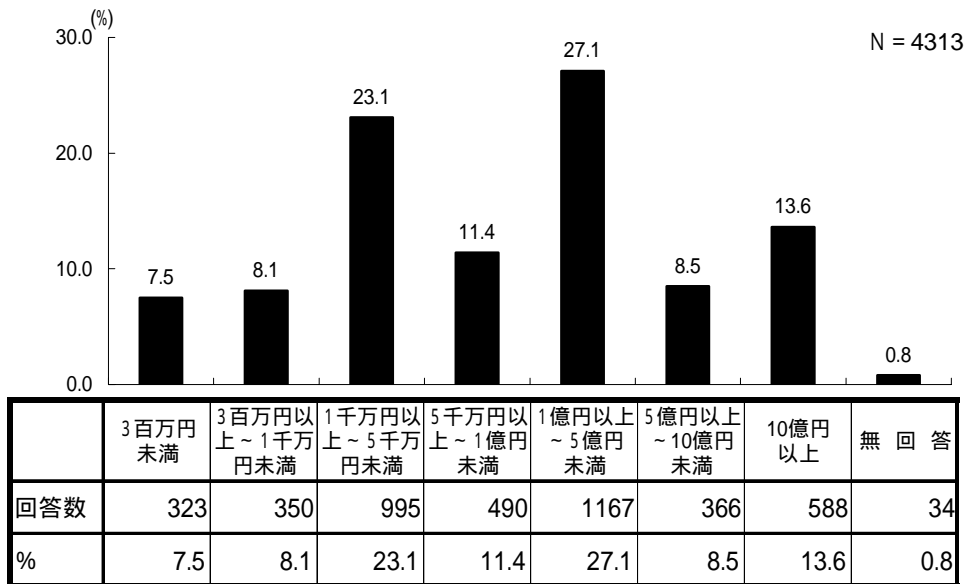
## 負債額

Q6) 貴法人の負債額に関して、次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( はひとつ)



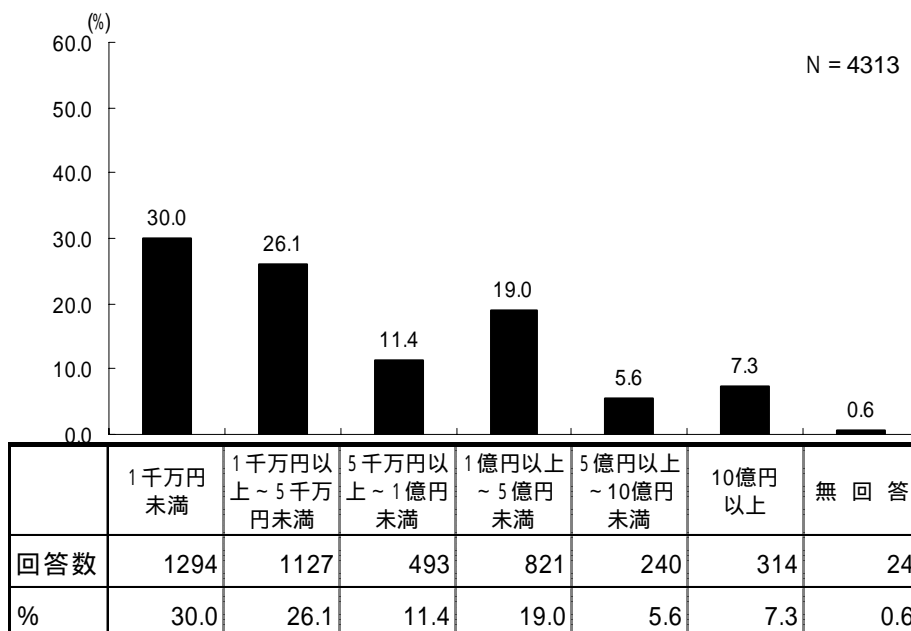
## 正味財産額

Q7) 貴法人の正味財産額(資産から負債を引いた純財産をいいます)に関して、次の中から、当てはまるものに印をつけてください。( はひとつ)



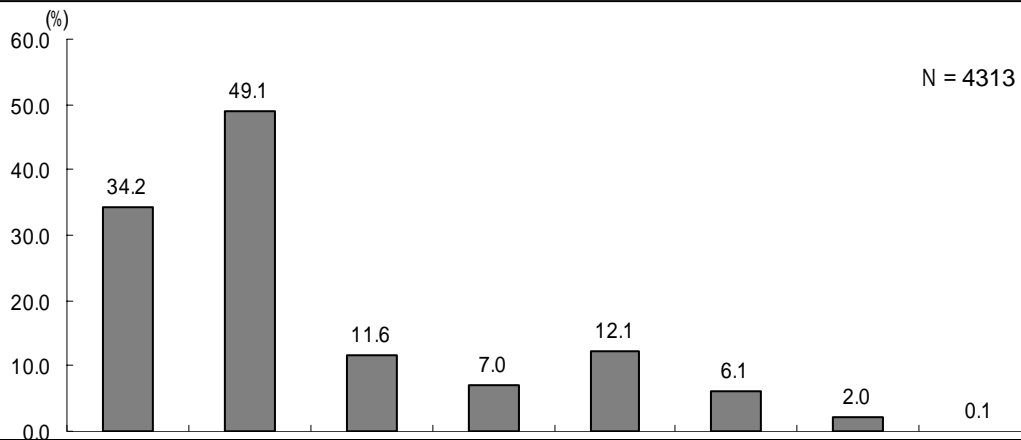
## 収支決算額

Q8) 貴法人の収支決算額に関して、次の中から、当てはまるものに印をつけてください。( はひとつ)



## 年間収入の30%以上を占める収入

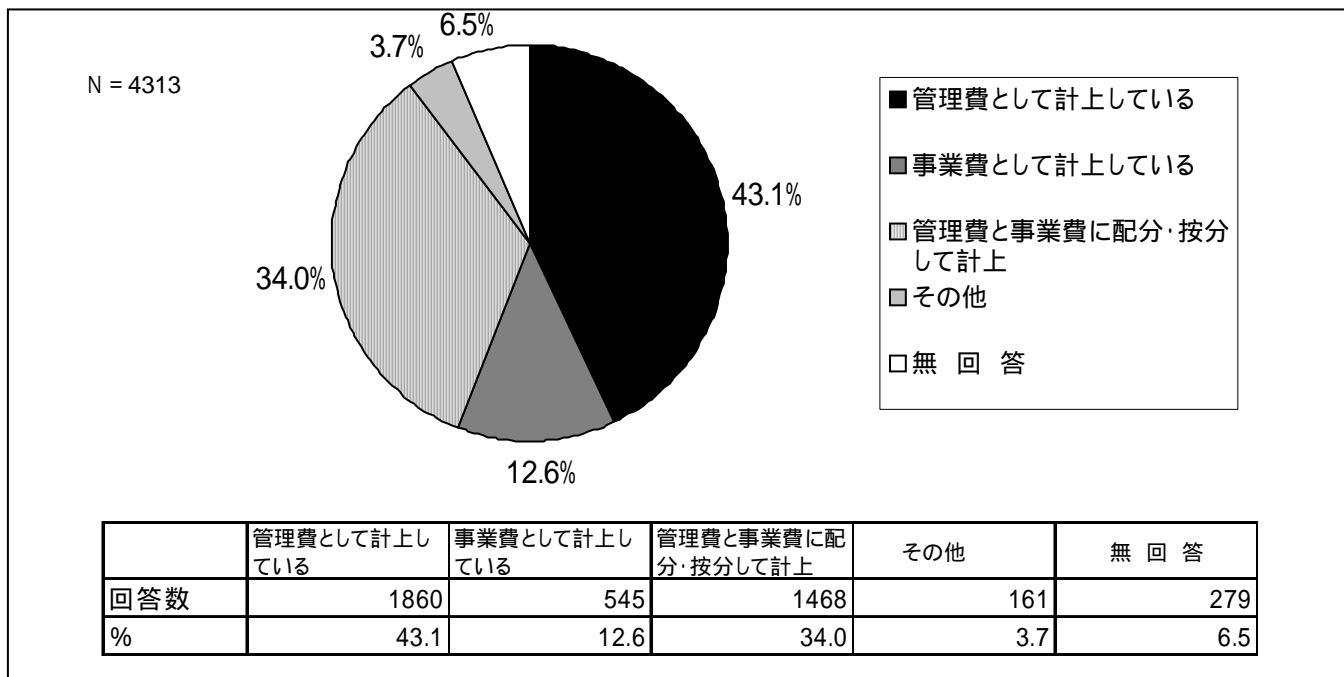
Q9) 貴法人の収入のうち、年間収入(前期からの繰越収支差額を除きます)のおおむね30%以上を占めるものについて、次の中から、当てはまるものに印をつけてください。( は複数可)



	会費収入	事業収入	財産運用収入	民間団体からの寄附金・助成金収入	国・地方公共団体等の補助金・交付金等	その他の収入	30%以上を占めるものはない	無回答
回答数	1474	2119	501	301	520	263	87	5
%	34.2	49.1	11.6	7.0	12.1	6.1	2.0	0.1

## 人件費の計上

Q10) 各事業に要した職員の人件費は、会計上どのように計上されていますか。次の中から、当てはまるものにつけてください。( はひとつ)



## クロス集計

区 分		N	管理費として計上している	事業費として計上している	管理費と事業費に配分・按分して計上	その他	無回答
計		4,313	1,860	545	1,468	161	279
Q4 常勤職員数	4人以下	2,125	1,132	206	469	95	223
	5～9人	743	353	79	288	16	7
	10～19人	512	174	71	246	13	8
	20～49人	458	122	81	235	18	2
	50～99人	202	46	43	110	3	0
	100～199人	117	16	36	59	6	0
	200人以上	85	3	24	55	3	0
	無回答	71	14	5	6	7	39
Q11 公益事業の実施状況	2分の1以上となっている	3,005	1,186	413	1,130	104	172
	2分の1以上となっていない	1,234	649	124	312	56	93
	無回答	74	25	8	26	1	14

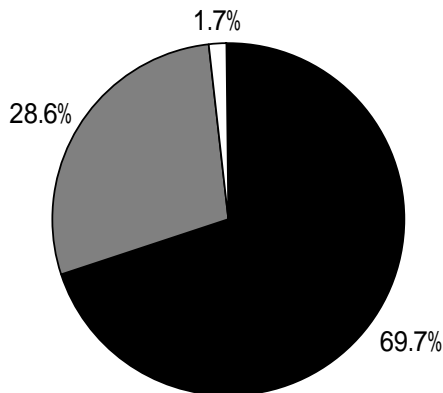
(法人数)

## 公益事業の実施状況

Q11) 現行の指導監督基準では、公益法人の行う事業（法人本来の事業に付随して行う収益を目的とする事業（以下「付随的収益事業」といいます。）を除きます。）の事業規模は、可能な限り総支出額（＝支出合計額＋次期繰越収支差額）の2分の1以上であることとされています。

貴法人では、事業費（付随的収益事業の事業費を除く）が総支出額の2分の1以上となっていますか。次の中から、当てはまるものに 印をつけて下さい。（ はひとつ）

N = 4313



	2分の1以上となっている	2分の1以上となっていない	無回答
回答数	3005	1234	74
%	69.7	28.6	1.7

- 2分の1以上となっている
- 2分の1以上となっていない
- 無回答

## クロス集計

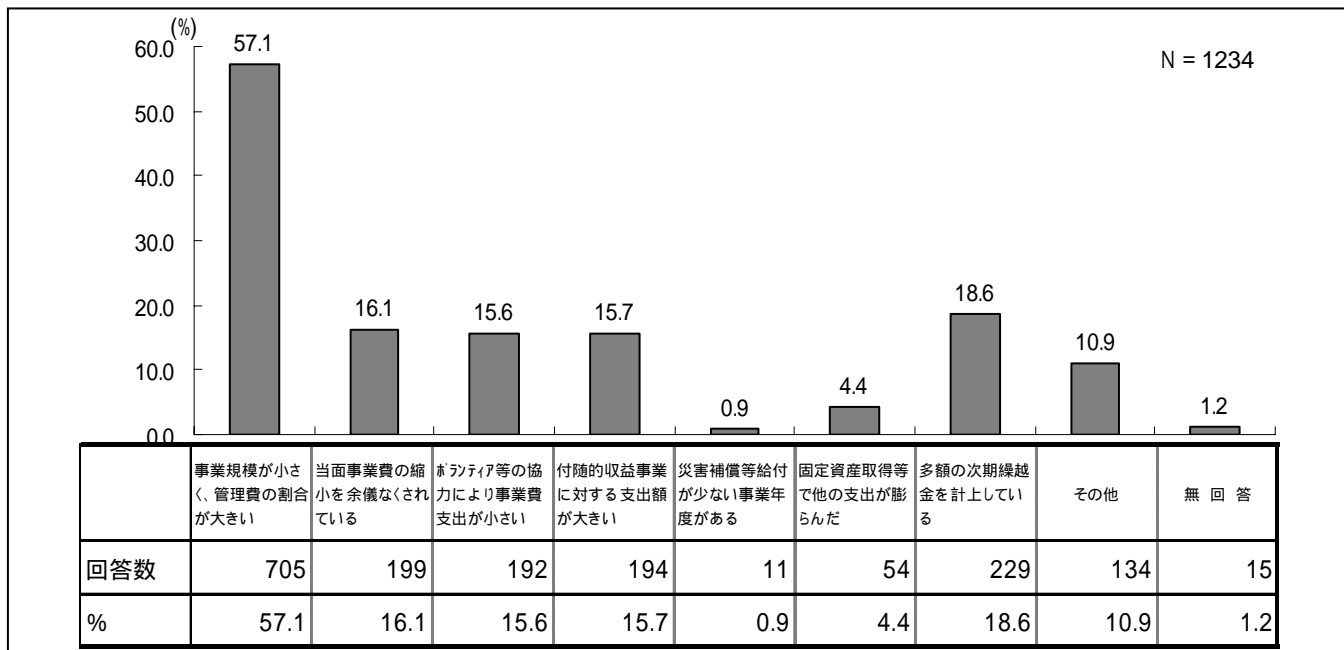
区 分		N	2分の1以上と なっている	2分の1以上と なっていない	無回答
計		4313	3,005	1,234	74
Q7 正味財産額	3百万円未満	323	229	85	9
	3百万円以上～1千万円未満	350	231	112	7
	1千万円以上～5千万円未満	995	702	274	19
	5千万円以上～1億円未満	490	321	160	9
	1億円以上～5億円未満	1,167	804	343	20
	5億円以上～10億円未満	366	252	108	6
	10億円以上	588	446	140	2
	無回答	34	20	12	2
Q9 年間収入の30%以上占めている収入	会費収入	1,474	971	478	25
	事業収入	2,119	1,585	502	32
	財産運用収入	501	298	198	5
	民間団体からの寄附金等	301	221	74	6
	国・地方公共団体等	520	388	123	9
	その他の収入	263	166	95	2
	30%以上占めるものはない	87	40	41	6
	無回答	5	3	2	0
Q12 法人の目的	会員等の利益実現	566	406	151	9
	会員等利益を通じた一般社会の利益実現	695	496	186	13
	会員等もあるが一般社会の利益の実現	636	463	166	7
	会員等でなく一般社会の利益実現	1,591	1,185	386	20
	会員等及び一般社会の利益実現	286	205	80	1
	会員等・一般社会の利益実現とも目的でない	289	210	76	3
	無回答	250	40	189	21
Q27 新制度発足時に目指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	2,517	1,815	659	43
	見直して非営利法人へ	457	321	131	5
	一般非営利法人となる方向へ	69	42	26	1
	新非営利法人以外の公益的法人	51	32	16	3
	営利法人になることも視野に	35	18	16	1
	任意団体・地縁団体・組合に	41	20	21	0
	現時点ではよくわからない	1,072	705	349	18

(法人数)

## 基準を満たしていない理由

SQ)(Q11で「2分の1以上となっていない」と答えた方に)

貴法人が「公益法人の行う事業の規模は総支出額の2分の1以上」という基準を満たしていない理由としてはどのようなことが挙げられますか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( は複数可)

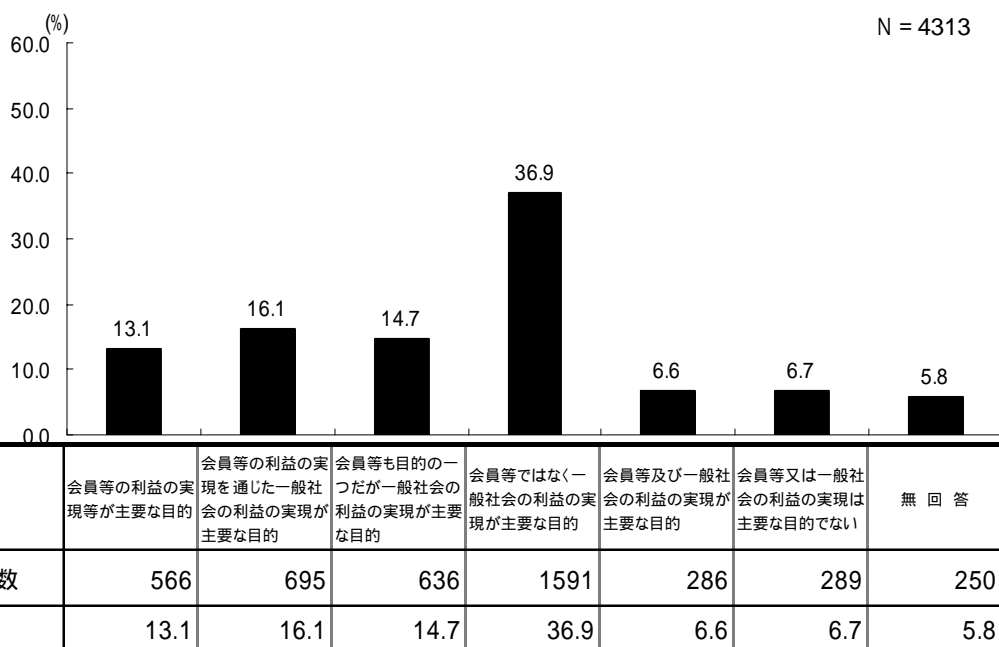


## 法人の目的

Q12) 貴法人の目的は、「民法上の社員その他の特定の範囲の者」(以下「会員等」といいます)相互間における利益の実現、資質・技能、地位、福利厚生の上をを図るものを含んでいますか。

貴法人の設立趣旨、定款(寄附行為)の記載内容を踏まえ、次の中から、最も近いと思われるものに 印をつけてください。( はひとつ)

注)「会員等対象事業」とは、事業の直接の対象(財やサービスの受益者)を会員等に限定しているものや、会員等以外の者も受益・利用等が可能ではあるが、会員等とそれ以外の者の取扱いに差異を設けるなどの運用により、実際には受益者のほとんどが会員等となっているものをいいます。



## クロス集計

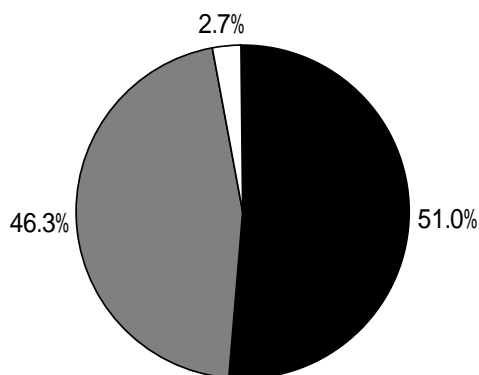
区分	N	会員等の利益の実現等が主要な目的	会員等の利益の実現を通じた一般社会の利益の実現が主要な目的	会員等も目的の一つだが一般社会の利益の実現が主要な目的	会員等ではなく一般社会の利益の実現が主要な目的	会員等及び一般社会の利益の実現が主要な目的	会員等又は一般社会の利益の実現は主要な目的でない	無回答	
計	4,313	566	695	636	1,591	286	289	250	
Q27 新制度発足時に目指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	2,517	294	372	396	1,004	164	156	131
	見直して非営利法人へ	457	43	85	82	174	31	19	23
	一般非営利法人となる方向へ	69	14	15	9	16	2	6	7
	新非営利法人以外の公益的法人に	51	7	8	7	17	3	5	4
	営利法人になることも視野に	35	2	4	7	16	2	2	2
	任意団体・地縁団体・組合に	41	16	5	4	4	4	2	6
	現時点ではよくわからない	1,072	181	191	122	343	72	93	70
	無回答	71	9	15	9	17	8	6	7

## 会員等対象事業実施の有無

Q13) 貴法人では、前述の「会員等」を主な対象とした事業(以下「会員等対象事業」といいます)を行っておりますか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( はひとつ)

〔注〕「会員等対象事業」とは、事業の直接の対象(財やサービスの受益者)を会員等に限定しているものや、会員等以外の者も受益・利用等が可能ではあるが、会員等とそれ以外の者の取扱いに差異を設けるなどの運用により、実際には受益者のほとんどが会員等となっているものをいいます。

N = 4313



	会員等対象事業を実施している	会員等対象事業を実施していない	無回答
回答数	2199	1999	115
%	51.0	46.3	2.7

■	会員等対象事業を実施している
■	会員等対象事業を実施していない
□	無回答

## 総支出に占める割合 / 全事業費に占める割合 (ア)

SQ1) (Q13で「会員等対象事業を実施している」と答えた方に)

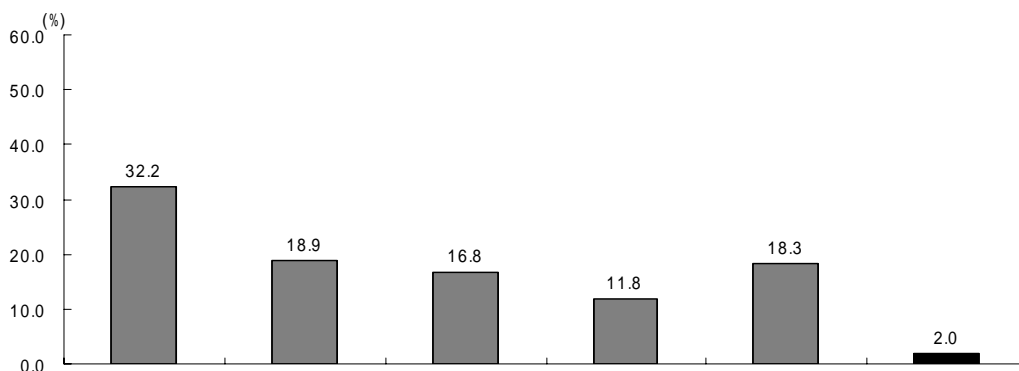
会員等対象事業の事業費が、次の(ア)(イ)それぞれについてどれ位の割合を占めますか。

(ア) 貴法人の総支出に占める割合 (= 会員等対象事業の事業費 ÷ 総支出 × 100)

(イ) 全事業(付随的収益事業も含む)の事業費に占める割合 (= 会員等対象事業の事業費 ÷ 全事業費 × 100)

(ア) 会員等対象事業の事業費 ÷ 総支出 × 100 ( はひとつ)

N = 2199



	20%未満	20%以上~40%未満	40%以上~60%未満	60%以上~80%未満	80%以上	無回答
回答数	708	416	369	259	402	45
%	32.2	18.9	16.8	11.8	18.3	2.0

## 総支出に占める割合 / 全事業費に占める割合 (イ)

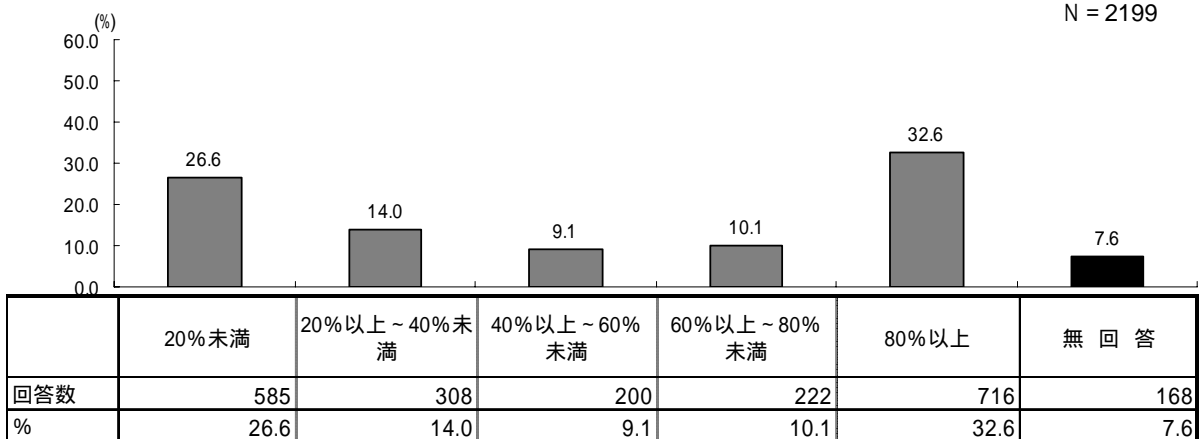
SQ1) (Q13で「会員等対象事業を実施している」と答えた方に)

会員等対象事業の事業費が、次の(ア)(イ)それぞれについてどれ位の割合を占めますか。

(ア) 貴法人の総支出に占める割合 (= 会員等対象事業の事業費 ÷ 総支出 × 100)

(イ) 全事業(付随的収益事業も含む)の事業費に占める割合 (= 会員等対象事業の事業費 ÷ 全事業費 × 100)

(イ) 会員等対象事業の事業費 ÷ 全事業費 × 100 ( はひとつ)



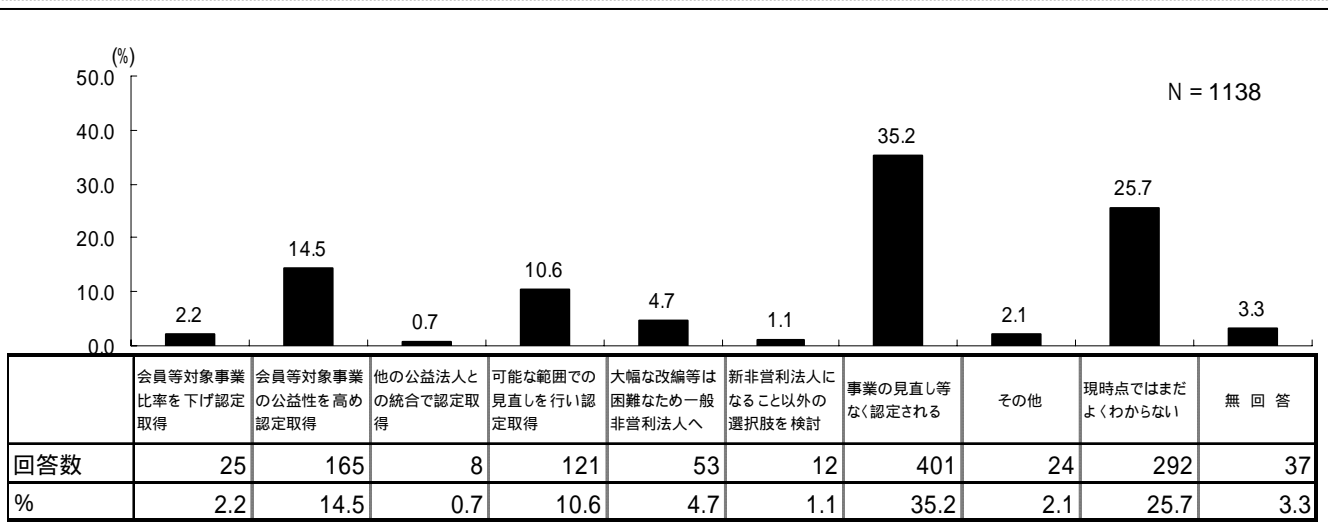
## 新制度成立時の対応

SQ2) (SQ1の(イ)において会員等対象事業を全事業の「40%以上」行っていると答えた方に)

新制度においては、公益性の判断について、積極的に「不特定多数の者」の利益の実現を図ることを基本として考えているところであり、会員等の利益を図ることを主目的とし会員等対象事業が公益的事業に比べ相対的に大きな事業規模であるなど、いわゆる「共益的」な性格が強い場合には、公益性の認定が得られない可能性があります。

また、政府税制調査会(非営利法人課税ワーキング・グループ)においては、一般の非営利法人のうち「専ら会員のための共益的活動を行う非営利法人」については、会費非課税とする方向で検討することとしています。

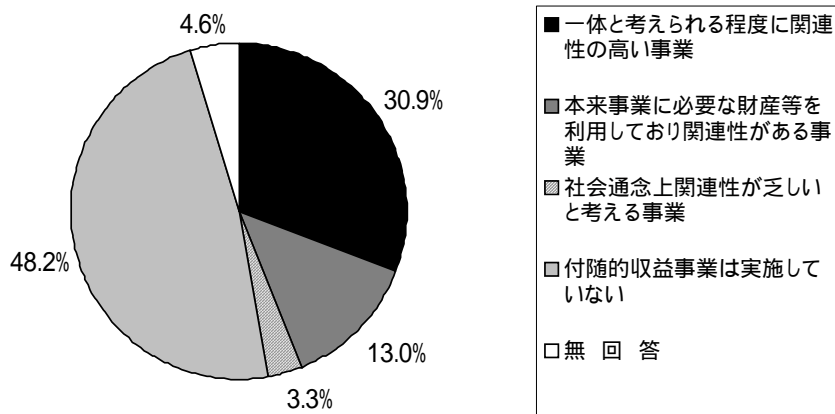
このような検討の方向性を踏まえ、貴法人では、新たな制度が成立した場合、どのような方向での対応をお考えでしょうか。次の中から、最もお考えに近いものに 印をつけてください。( はひとつ)



## 付随的収益事業と本来事業との関係

Q14) 貴法人が行っている「付随的収益事業」のうち、最も収益を上げている事業は、本来の事業とどのような関係にありますか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( はひとつ)

N = 4313

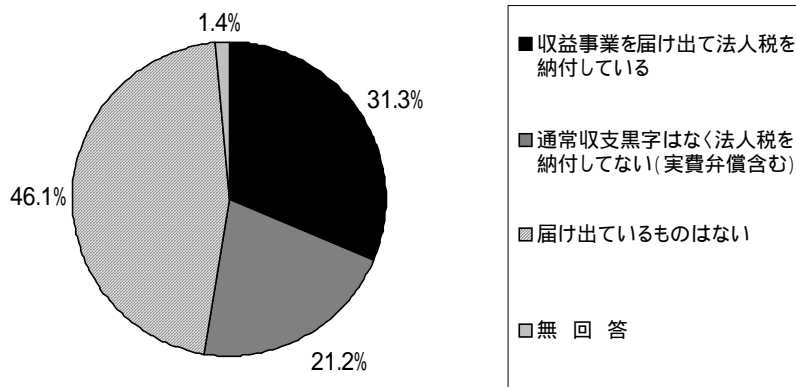


	一体と考えられる程度に関連性の高い事業	本来事業に必要な財産等を利用しており関連性がある事業	社会通念上関連性が乏しいと考える事業	付随的収益事業は実施していない	無回答
回答数	1334	559	143	2078	199
%	30.9	13.0	3.3	48.2	4.6

## 税務署に届け出ている収益事業

Q15) 貴法人の事業のうち税務署に届け出ている「収益事業」(以下「税法上の収益事業」といいます)はありますか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( はひとつ)

N = 4313

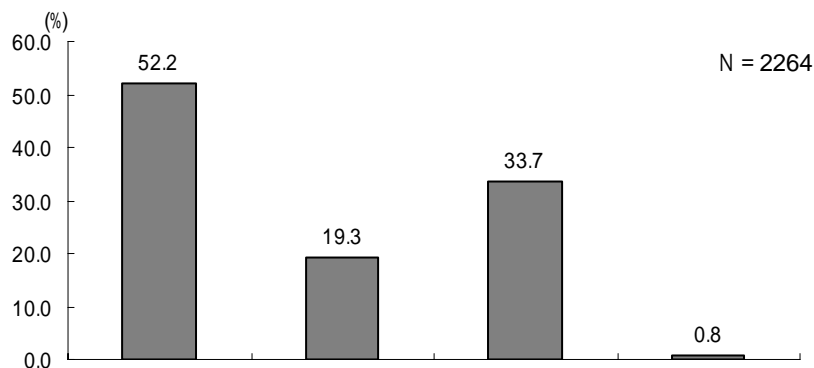


	収益事業を届け出て法人税を納付している	通常収支黒字はなく法人税を納付してない(実費弁償含む)	届け出ているものはない	無回答	*届出あり 小計
回答数	1348	916	1989	60	2264
%	31.3	21.2	46.1	1.4	52.5

## 税法上の収益事業の位置づけ

S Q1) (Q15で「収益事業を届け出て法人税を納付している」又は「通常収支黒字はなく法人税を納付していない(実費弁償を含む)」と答えた方に)

税法上の収益事業は、法人の行う事業のうちどのような位置づけのものでしょうか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( は複数可)

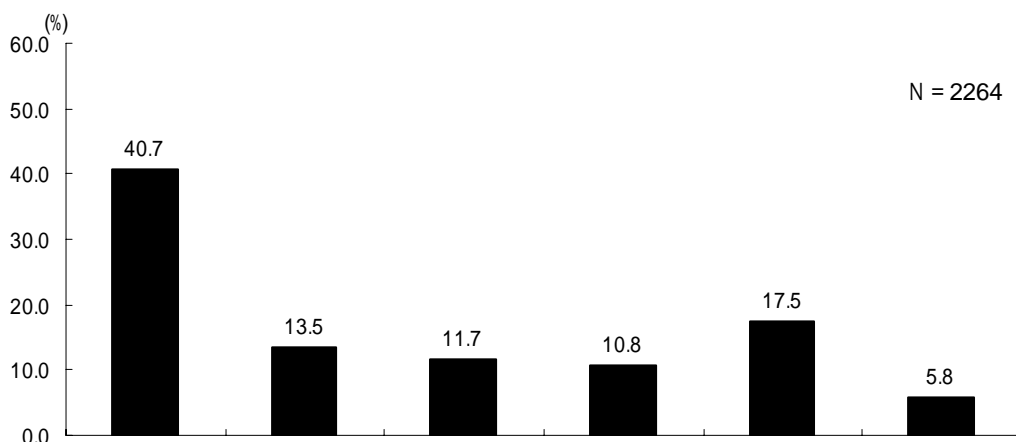


	法人の本来事業のうち法人の主たる事業	法人の本来事業のうち主たる事業でない事業	付随的収益事業	無回答
回答数	1181	438	763	19
%	52.2	19.3	33.7	0.8

## 税法上の収益事業の割合

S Q2) (Q15で「収益事業を届け出て法人税を納付している」又は「通常収支黒字はなく法人税を納付していない(実費弁償を含む)」と答えた方に)

税法上の収益事業の収入(複数の事業が該当する場合はそれらの合計額)が総収入(年間収入に、前期からの繰越金(前期繰越収支差額)を加えたものをいいます)に占める割合は、おおむねどの程度ですか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( はひとつ)



	20%未満	20%以上～40%未満	40%以上～60%未満	60%以上～80%未満	80%以上	無回答
回答数	921	306	264	245	397	131
%	40.7	13.5	11.7	10.8	17.5	5.8

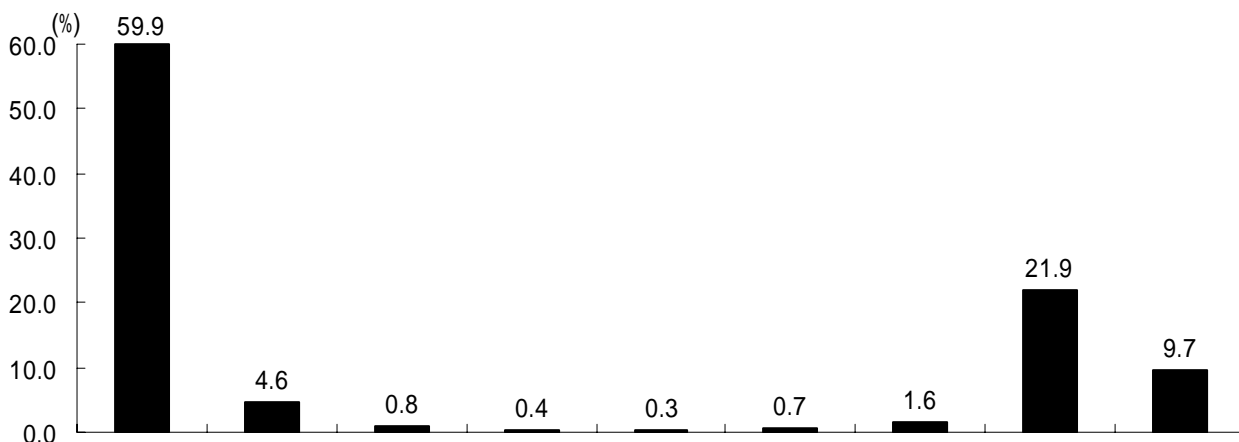
## 新制度成立時の対応

S Q3) (Q15で、「通常収支黒字はなく法人税は納付していない(実費弁償を含む)」と答えた方に)

新制度においては、公益事業のために付随して行う収益的な事業ではなく、法人の本来の事業活動が営利企業とほとんど同種同等であって、営利企業の活動を阻害していると見られるような場合などには、公益性の認定を受けられないか、改善を求められる可能性があります。

貴法人では、新たな制度が成立した場合、どのような方向での対応をお考えでしょうか。次の中から、最もお考えに近いものに 印をつけてください。( はひとつ)

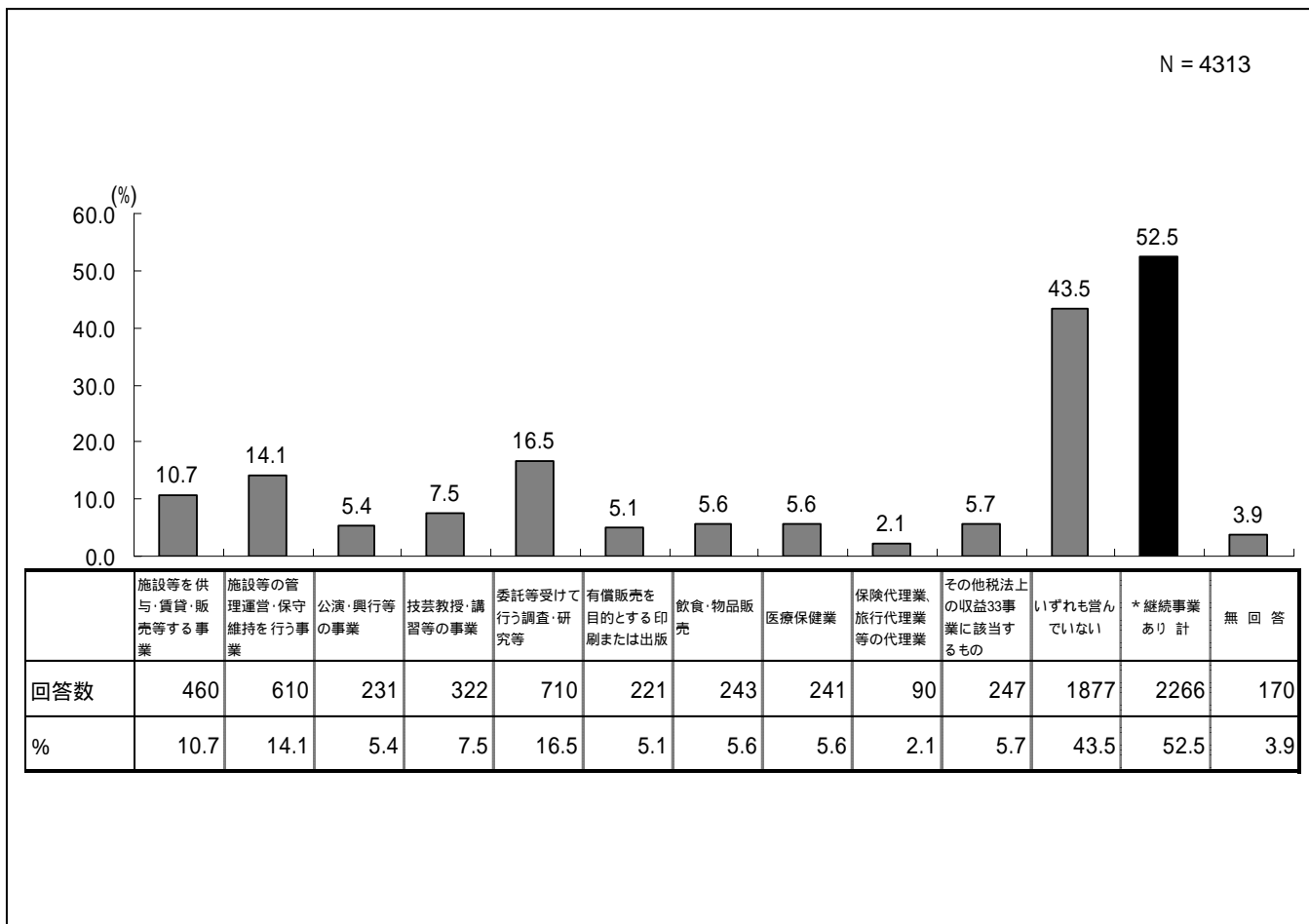
N = 916



	現状のまま公益性の認定取得を目指す	収益事業部門のあり方を検討して認定申請	収益事業を営利企業へ譲渡し認定申請	収益事業を一般の非営利法人に譲渡し認定申請	法人の事業の全部を営利企業に譲渡する	公益性の認定を受けない一般の非営利法人になる	その他	現時点ではまだよくわからない	無回答
回答数	549	42	7	4	3	6	15	201	89
%	59.9	4.6	0.8	0.4	0.3	0.7	1.6	21.9	9.7

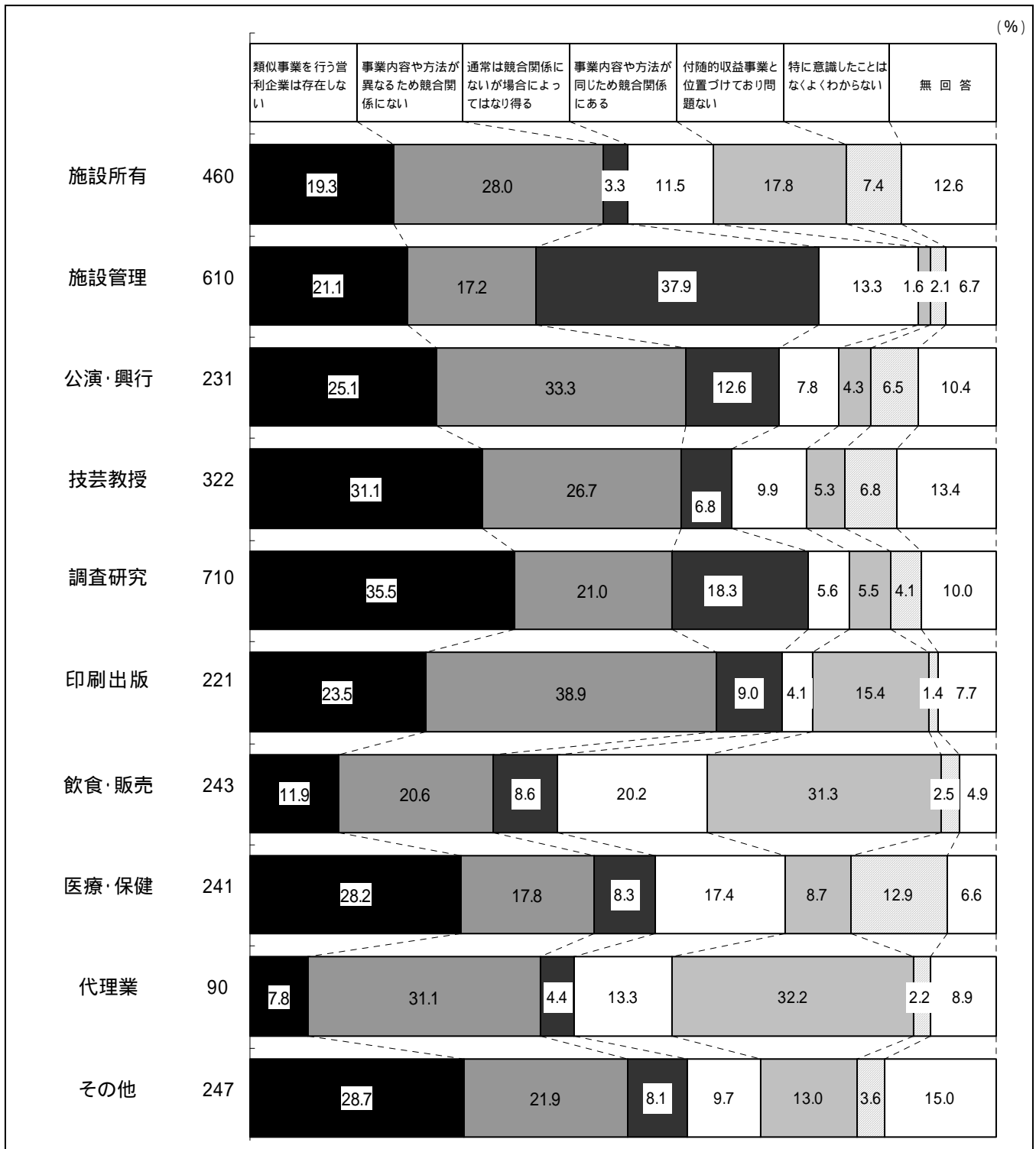
## 継続事業の内容

Q16) 貴法人では、次のような事業を継続的に営んでいますか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。  
( は複数可)



## 事業別営利企業との競合関係

SQ1) Q16で回答したそれぞれの事業は、類似した事業を行う営利企業(株式会社や有限会社など)と競合関係にあるとお考えでしょうか。それぞれの事業について、次の回答選択肢の中から当てはまるものを選択して、番号を記入して下さい。



## クロス集計

### < 施設所有 >

区 分		N	類似事業を 行う営利企業 は存在しない	事業内容や 方法が異なる ため競合 関係がない	通常は競合 関係がない が場合によっ てはなり得る	事業内容や 方法が同じた め競合関係 にある	付随的収益 事業と位置づ けており問題 ない	特に意識した ことはなくよく わからない	無 回 答
計		460	89	129	15	53	82	34	58
Q27 新制度 発足時に目 指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	247	56	71	5	25	46	13	31
	見直して非営利法人へ	49	6	13	6	4	10	3	7
	一般非営利法人となる方向へ	12	1	4	0	4	1	1	1
	新非営利法人以外の公益的法人に	9	0	3	0	1	3	0	2
	営利法人になることも視野に	7	0	2	0	2	0	0	3
	任意団体・地縁団体・組合に	6	1	3	0	1	0	0	1
	現時点ではよくわからない	125	24	31	3	16	21	17	13
	無回答	5	1	2	1	0	1	0	0

(法人数)

### < 施設管理 >

区 分		N	類似事業を 行う営利企業 は存在しない	事業内容や 方法が異なる ため競合 関係がない	通常は競合 関係がない が場合によっ てはなり得る	事業内容や 方法が同じた め競合関係 にある	付随的収益 事業と位置づ けており問題 ない	特に意識した ことはなくよく わからない	無 回 答
計		610	129	105	231	81	10	13	41
Q27 新制度 発足時に目 指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	295	71	42	114	38	7	7	16
	見直して非営利法人へ	89	13	11	45	14	1	0	5
	一般非営利法人となる方向へ	8	1	3	1	2	1	0	0
	新非営利法人以外の公益的法人に	5	0	0	1	2	0	0	2
	営利法人になることも視野に	20	2	4	5	7	0	0	2
	任意団体・地縁団体・組合に	2	0	0	1	0	0	1	0
	現時点ではよくわからない	181	38	42	61	18	1	5	16
	無回答	10	4	3	3	0	0	0	0

(法人数)

### < 公演・興行 >

区 分		N	類似事業を 行う営利企業 は存在しない	事業内容や 方法が異なる ため競合 関係がない	通常は競合 関係がない が場合によっ てはなり得る	事業内容や 方法が同じた め競合関係 にある	付随的収益 事業と位置づ けており問題 ない	特に意識した ことはなくよく わからない	無 回 答
計		231	58	77	29	18	10	15	24
Q27 新制度 発足時に目 指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	143	39	50	16	9	9	7	13
	見直して非営利法人へ	33	4	9	6	6	1	1	6
	一般非営利法人となる方向へ	2	0	0	1	0	0	0	1
	新非営利法人以外の公益的法人に	2	0	0	0	0	0	0	2
	営利法人になることも視野に	2	0	0	1	1	0	0	0
	任意団体・地縁団体・組合に	0	0	0	0	0	0	0	0
	現時点ではよくわからない	46	14	17	5	2	0	6	2
	無回答	3	1	1	0	0	0	1	0

(法人数)

### < 技芸教授 >

区 分		N	類似事業を行う営利企業は存在しない	事業内容や方法が異なるため競合関係にない	通常は競合関係にないが場合によってはなり得る	事業内容や方法が同じため競合関係にある	付随的収益事業と位置づけており問題ない	特に意識したことはなくよくわからない	無 回 答
計		322	100	86	22	32	17	22	43
Q27 新制度発足時に目指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	183	63	49	12	14	8	9	28
	見直して非営利法人へ	59	17	15	6	9	3	2	7
	一般非営利法人となる方向へ	4	0	0	0	1	0	1	2
	新非営利法人以外の公益的法人に	9	1	0	1	4	0	1	2
	営利法人になることも視野に	0	0	0	0	0	0	0	0
	任意団体・地縁団体・組合に	0	0	0	0	0	0	0	0
	現時点ではよくわからない	62	16	20	3	4	6	9	4
無回答	5	3	2	0	0	0	0	0	

(法人数)

### < 調査研究 >

区 分		N	類似事業を行う営利企業は存在しない	事業内容や方法が異なるため競合関係にない	通常は競合関係にないが場合によってはなり得る	事業内容や方法が同じため競合関係にある	付随的収益事業と位置づけており問題ない	特に意識したことはなくよくわからない	無 回 答
計		710	252	149	130	40	39	29	71
Q27 新制度発足時に目指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	453	159	110	83	19	27	16	39
	見直して非営利法人へ	97	39	15	19	7	4	2	11
	一般非営利法人となる方向へ	4	0	1	1	1	0	0	1
	新非営利法人以外の公益的法人に	5	2	0	1	1	0	0	1
	営利法人になることも視野に	9	1	2	1	4	1	0	0
	任意団体・地縁団体・組合に	2	1	0	0	0	0	1	0
	現時点ではよくわからない	132	48	20	23	8	7	9	17
無回答	8	2	1	2	0	0	1	2	

(法人数)

### < 印刷出版 >

区 分		N	類似事業を行う営利企業は存在しない	事業内容や方法が異なるため競合関係にない	通常は競合関係にないが場合によってはなり得る	事業内容や方法が同じため競合関係にある	付随的収益事業と位置づけており問題ない	特に意識したことはなくよくわからない	無 回 答
計		221	52	86	20	9	34	3	17
Q27 新制度発足時に目指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	148	36	57	12	3	27	1	12
	見直して非営利法人へ	27	4	9	5	4	3	0	2
	一般非営利法人となる方向へ	4	1	1	0	1	1	0	0
	新非営利法人以外の公益的法人に	0	0	0	0	0	0	0	0
	営利法人になることも視野に	0	0	0	0	0	0	0	0
	任意団体・地縁団体・組合に	2	0	2	0	0	0	0	0
	現時点ではよくわからない	39	10	17	3	1	3	2	3
無回答	1	1	0	0	0	0	0	0	

(法人数)

### < 飲食・販売 >

区 分		N	類似事業を行う営利企業は存在しない	事業内容や方法が異なるため競合関係にない	通常は競合関係にないが場合によってはなり得る	事業内容や方法が同じため競合関係にある	付随的収益事業と位置づけており問題ない	特に意識したことはなくよくわからない	無 回 答
計		243	29	50	21	49	76	6	12
Q27 新制度発足時に目指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	130	18	21	14	20	49	4	4
	見直して非営利法人へ	38	6	4	3	11	11	0	3
	一般非営利法人となる方向へ	5	0	3	1	1	0	0	0
	新非営利法人以外の公益的法人に	1	0	0	0	1	0	0	0
	営利法人になることも視野に	10	1	3	0	5	0	0	1
	任意団体・地縁団体・組合に	1	0	0	0	1	0	0	0
	現時点ではよくわからない	55	4	17	3	10	16	1	4
無回答	3	0	2	0	0	0	1	0	

(法人数)

< 医療・保健 >

区 分		N	類似事業を行う営利企業は存在しない	事業内容や方法が異なるため競合関係にない	通常は競合関係にないが場合によってはなり得る	事業内容や方法が同じため競合関係にある	付随的収益事業と位置づけており問題ない	特に意識したことはなくよくわからない	無 回 答
計		241	68	43	20	42	21	31	16
Q27 新制度発足時に目指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	143	45	27	7	22	16	19	7
	見直して非営利法人へ	31	6	4	6	10	1	3	1
	一般非営利法人となる方向へ	3	0	1	1	1	0	0	0
	新非営利法人以外の公益的法人に	8	2	0	1	3	0	1	1
	営利法人になることも視野に	0	0	0	0	0	0	0	0
	任意団体・地縁団体・組合に	1	1	0	0	0	0	0	0
	現時点ではよくわからない	54	14	11	5	6	4	7	7
	無回答	1	0	0	0	0	0	1	0

(法人数)

< 代理業 >

区 分		N	類似事業を行う営利企業は存在しない	事業内容や方法が異なるため競合関係にない	通常は競合関係にないが場合によってはなり得る	事業内容や方法が同じため競合関係にある	付随的収益事業と位置づけており問題ない	特に意識したことはなくよくわからない	無 回 答
計		90	7	28	4	12	29	2	8
Q27 新制度発足時に目指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	63	5	21	1	8	20	1	7
	見直して非営利法人へ	9	0	3	0	1	5	0	0
	一般非営利法人となる方向へ	2	1	0	0	0	0	0	1
	新非営利法人以外の公益的法人に	1	1	0	0	0	0	0	0
	営利法人になることも視野に	1	0	0	0	1	0	0	0
	任意団体・地縁団体・組合に	1	0	1	0	0	0	0	0
	現時点ではよくわからない	12	0	3	2	2	4	1	0
	無回答	1	0	0	1	0	0	0	0

(法人数)

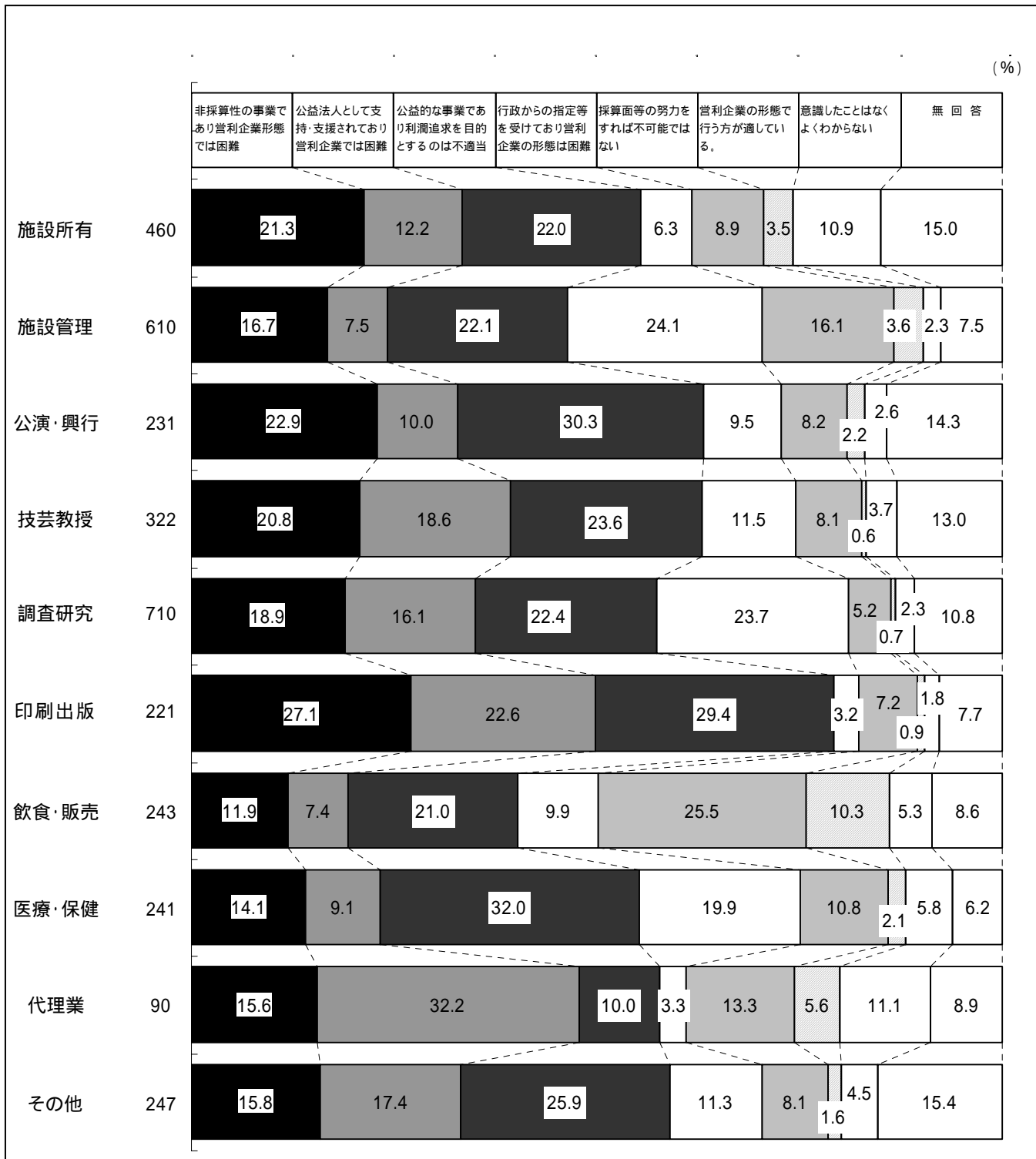
< その他 >

区 分		N	類似事業を行う営利企業は存在しない	事業内容や方法が異なるため競合関係にない	通常は競合関係にないが場合によってはなり得る	事業内容や方法が同じため競合関係にある	付随的収益事業と位置づけており問題ない	特に意識したことはなくよくわからない	無 回 答
計		247	71	54	20	24	32	9	37
Q27 新制度発足時に目指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	162	53	41	13	10	23	4	18
	見直して非営利法人へ	25	7	6	3	3	2	0	4
	一般非営利法人となる方向へ	4	1	0	0	1	0	0	2
	新非営利法人以外の公益的法人に	2	0	0	0	2	0	0	0
	営利法人になることも視野に	2	0	0	1	1	0	0	0
	任意団体・地縁団体・組合に	2	0	0	0	1	1	0	0
	現時点ではよくわからない	48	8	7	3	6	6	5	13
	無回答	2	2	0	0	0	0	0	0

(法人数)

## 事業別営利企業としての事業実施可能性

S Q2)Q16で回答したそれぞれの事業は、営利企業(株式会社や有限会社など)の形で行うことは可能であるとお考えでしょうか。それぞれ、次の回答選択肢の中から当てはまるものを選択して、番号を記入してください。



## クロス集計

### < 施設所有 >

区 分		N	非採算性の 事業であり営 利企業形態 では困難	公益法人とし て支持・支援 されており営 利企業では 困難	公益的な事 業であり利潤 追求を目的と するのは不 適当	行政からの 指定等を受 けており営利 企業の形態 は困難	採算面等の 努力をすれ ば不可能で はない	営利企業の 形態で行う方 が適してい る。	意識したこと はなくよくわ からない	無 回 答
計		460	98	56	101	29	41	16	50	69
Q27 新制度 発足時に目 指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	247	52	29	65	16	18	5	26	36
	見直して非営利法人へ	49	13	9	8	4	4	0	4	7
	一般非営利法人となる方向へ	12	2	1	2	0	2	2	2	1
	新非営利法人以外の公益的法人に	9	2	1	3	0	0	0	0	3
	営利法人になることも視野に	7	1	0	0	0	2	1	0	3
	任意団体・地縁団体・組合に	6	2	1	0	0	0	1	0	2
	現時点ではよくわからない	125	24	14	22	8	15	7	18	17
	無回答	5	2	1	1	1	0	0	0	0

(法人数)

### < 施設管理 >

区 分		N	非採算性の 事業であり営 利企業形態 では困難	公益法人とし て支持・支援 されており営 利企業では 困難	公益的な事 業であり利潤 追求を目的と するのは不 適当	行政からの 指定等を受 けており営利 企業の形態 は困難	採算面等の 努力をすれ ば不可能で はない	営利企業の 形態で行う方 が適してい る。	意識したこと はなくよくわ からない	無 回 答
計		610	102	46	135	147	98	22	14	46
Q27 新制度 発足時に目 指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	295	53	21	72	79	44	7	4	15
	見直して非営利法人へ	89	13	6	23	20	17	4	0	6
	一般非営利法人となる方向へ	8	1	2	0	3	2	0	0	0
	新非営利法人以外の公益的法人に	5	0	0	2	1	0	0	0	2
	営利法人になることも視野に	20	3	0	2	1	6	3	0	5
	任意団体・地縁団体・組合に	2	0	0	0	2	0	0	0	0
	現時点ではよくわからない	181	31	13	35	38	29	7	10	18
	無回答	10	1	4	1	3	0	1	0	0

(法人数)

### < 公演・興行 >

区 分		N	非採算性の 事業であり営 利企業形態 では困難	公益法人とし て支持・支援 されており営 利企業では 困難	公益的な事 業であり利潤 追求を目的と するのは不 適当	行政からの 指定等を受 けており営利 企業の形態 は困難	採算面等の 努力をすれ ば不可能で はない	営利企業の 形態で行う方 が適してい る。	意識したこと はなくよくわ からない	無 回 答
計		231	53	23	70	22	19	5	6	33
Q27 新制度 発足時に目 指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	143	39	15	39	14	13	3	2	18
	見直して非営利法人へ	33	4	2	13	4	3	0	1	6
	一般非営利法人となる方向へ	2	0	0	0	0	0	1	0	1
	新非営利法人以外の公益的法人に	2	0	1	0	0	0	0	0	1
	営利法人になることも視野に	2	0	0	1	0	0	0	0	1
	任意団体・地縁団体・組合に	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	現時点ではよくわからない	46	9	4	17	4	2	1	3	6
	無回答	3	1	1	0	0	1	0	0	0

(法人数)

## < 技芸教授 >

区 分		N	非採算性の 事業であり営 利企業形態 では困難	公益法人として 支持・支援 されており営 利企業では 困難	公益的な事 業であり利潤 追求を目的と するのは不 適当	行政からの 指定等を受 けており営 利企業の形態 は困難	採算面等の 努力をすれ ば不可能で はない	営利企業の 形態で行う方 が適している。	意識したことは なくよくわ からない	無 回 答
計		322	67	60	76	37	26	2	12	42
Q27 新制度 発足時に目 指す方向性	公益性を有する非営利法人へ 見直して非営利法人へ	183	45	34	42	21	10	1	3	27
	一般非営利法人となる方向へ	59	9	14	16	6	8	0	1	5
	新非営利法人以外の公益的法人に	4	0	1	0	0	1	0	0	2
	営利法人になることも視野に	9	0	1	2	3	1	0	0	2
	任意団体・地縁団体・組合に	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	現時点ではよくわからない	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	62	11	10	15	7	5	1	7	6
		5	2	0	1	0	1	0	1	0

(法人数)

## < 調査研究 >

区 分		N	非採算性の 事業であり営 利企業形態 では困難	公益法人として 支持・支援 されており営 利企業では 困難	公益的な事 業であり利潤 追求を目的と するのは不 適当	行政からの 指定等を受 けており営 利企業の形態 は困難	採算面等の 努力をすれ ば不可能で はない	営利企業の 形態で行う方 が適している。	意識したことは なくよくわ からない	無 回 答
計		710	134	114	159	168	37	5	16	77
Q27 新制度 発足時に目 指す方向性	公益性を有する非営利法人へ 見直して非営利法人へ	453	92	78	102	106	17	1	11	46
	一般非営利法人となる方向へ	97	12	18	29	21	2	1	1	13
	新非営利法人以外の公益的法人に	4	0	2	0	1	0	0	0	1
	営利法人になることも視野に	5	2	0	0	1	1	0	0	1
	任意団体・地縁団体・組合に	9	2	1	0	0	5	0	0	1
	現時点ではよくわからない	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	無回答	132	22	15	28	38	10	2	4	13
		8	2	0	0	1	2	1	0	2

(法人数)

## < 印刷出版 >

区 分		N	非採算性の 事業であり営 利企業形態 では困難	公益法人として 支持・支援 されており営 利企業では 困難	公益的な事 業であり利潤 追求を目的と するのは不 適当	行政からの 指定等を受 けており営 利企業の形態 は困難	採算面等の 努力をすれ ば不可能で はない	営利企業の 形態で行う方 が適している。	意識したことは なくよくわ からない	無 回 答
計		221	60	50	65	7	16	2	4	17
Q27 新制度 発足時に目 指す方向性	公益性を有する非営利法人へ 見直して非営利法人へ	148	41	27	49	6	10	0	2	13
	一般非営利法人となる方向へ	27	6	10	6	1	3	1	0	0
	新非営利法人以外の公益的法人に	4	2	0	0	0	1	1	0	0
	営利法人になることも視野に	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	任意団体・地縁団体・組合に	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	現時点ではよくわからない	2	1	1	0	0	0	0	0	0
	無回答	39	9	12	10	0	2	0	2	4
		1	1	0	0	0	0	0	0	0

(法人数)

## < 飲食販売 >

区 分		N	非採算性の 事業であり営 利企業形態 では困難	公益法人として 支持・支援 されており営 利企業では 困難	公益的な事 業であり利潤 追求を目的と するのは不 適当	行政からの 指定等を受 けており営 利企業の形態 は困難	採算面等の 努力をすれ ば不可能で はない	営利企業の 形態で行う方 が適している。	意識したことは なくよくわ からない	無 回 答
計		243	29	18	51	24	62	25	13	21
Q27 新制度 発足時に目 指す方向性	公益性を有する非営利法人へ 見直して非営利法人へ	130	18	8	34	17	26	11	8	8
	一般非営利法人となる方向へ	38	3	4	5	4	11	5	0	6
	新非営利法人以外の公益的法人に	5	2	0	0	0	1	2	0	0
	営利法人になることも視野に	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	任意団体・地縁団体・組合に	10	0	0	1	0	7	1	0	1
	現時点ではよくわからない	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	無回答	55	6	4	11	3	16	5	4	6
		3	0	2	0	0	0	0	1	0

(法人数)

## < 医療・保健 >

区 分		N	非採算性の 事業であり営 利企業形態 では困難	公益法人として 支持・支援 されており営 利企業では 困難	公益的な事 業であり利潤 追求を目的と するのは不 適当	行政からの 指定等を受 けており営 利企業の形態 は困難	採算面等の 努力をすれ ば不可能で はない	営利企業の 形態で行う方 が適してい る。	意識したこ とはなくよ くわからない	無 回 答
計		241	34	22	77	48	26	5	14	15
Q27 新制度 発足時に目 指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	143	24	14	48	32	11	2	6	6
	見直して非営利法人へ	31	4	4	10	4	3	3	2	1
	一般非営利法人となる方向へ	3	0	0	1	1	1	0	0	0
	新非営利法人以外の公益的法人に	8	1	0	2	1	4	0	0	0
	営利法人になることも視野に	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	任意団体・地縁団体・組合に	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	現時点ではよくわからない	54	4	4	16	10	7	0	5	8
	無回答	1	0	0	0	0	0	0	1	0

(法人数)

## < 代理業 >

区 分		N	非採算性の 事業であり営 利企業形態 では困難	公益法人として 支持・支援 されており営 利企業では 困難	公益的な事 業であり利潤 追求を目的と するのは不 適当	行政からの 指定等を受 けており営 利企業の形態 は困難	採算面等の 努力をすれ ば不可能で はない	営利企業の 形態で行う方 が適してい る。	意識したこ とはなくよ くわからない	無 回 答
計		90	14	29	9	3	12	5	10	8
Q27 新制度 発足時に目 指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	63	11	20	7	3	7	3	6	6
	見直して非営利法人へ	9	1	3	1	0	2	1	0	1
	一般非営利法人となる方向へ	2	0	1	0	0	0	0	0	1
	新非営利法人以外の公益的法人に	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	営利法人になることも視野に	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	任意団体・地縁団体・組合に	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	現時点ではよくわからない	12	1	4	1	0	2	0	4	0
	無回答	1	0	1	0	0	0	0	0	0

(法人数)

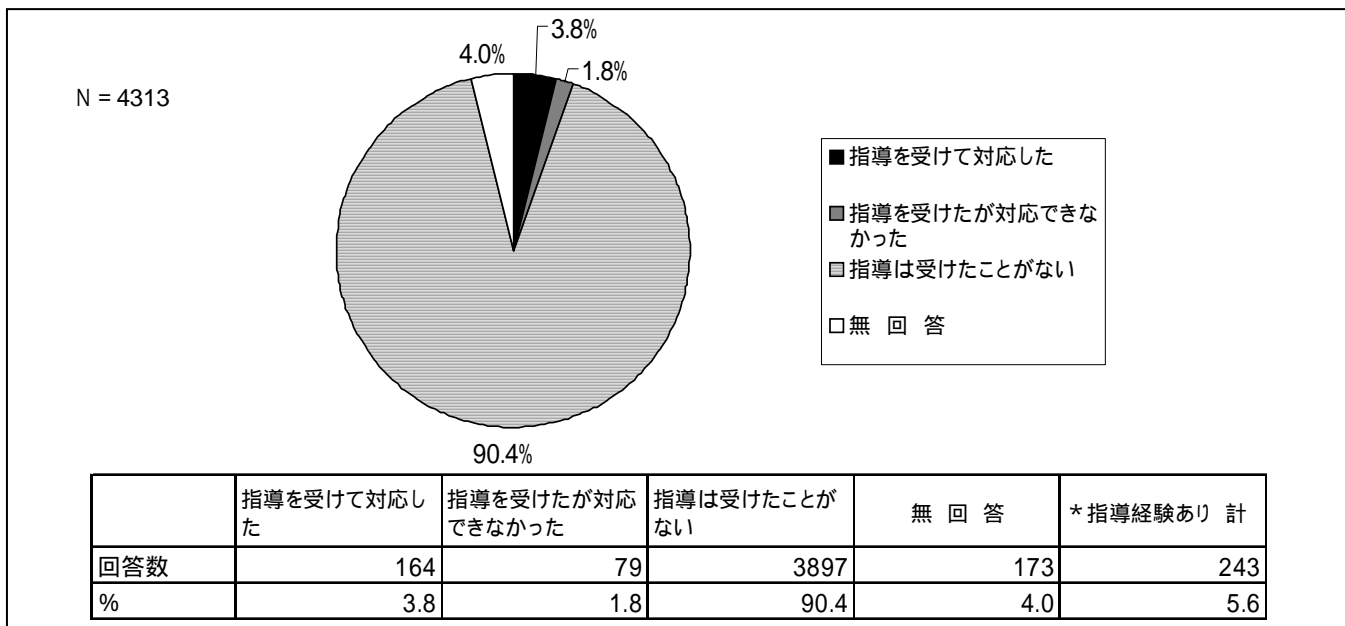
## < その他 >

区 分		N	非採算性の 事業であり営 利企業形態 では困難	公益法人として 支持・支援 されており営 利企業では 困難	公益的な事 業であり利潤 追求を目的と するのは不 適当	行政からの 指定等を受 けており営 利企業の形態 は困難	採算面等の 努力をすれ ば不可能で はない	営利企業の 形態で行う方 が適してい る。	意識したこ とはなくよ くわからない	無 回 答
計		247	39	43	64	28	20	4	11	38
Q27 新制度 発足時に目 指す方向性	公益性を有する非営利法人へ	162	29	30	48	17	12	2	5	19
	見直して非営利法人へ	25	5	2	8	3	2	1	0	4
	一般非営利法人となる方向へ	4	0	2	0	0	0	0	0	2
	新非営利法人以外の公益的法人に	2	0	1	0	0	1	0	0	0
	営利法人になることも視野に	2	0	0	1	0	1	0	0	0
	任意団体・地縁団体・組合に	2	0	1	0	0	1	0	0	0
	現時点ではよくわからない	48	5	6	7	7	3	1	6	13
	無回答	2	0	1	0	1	0	0	0	0

(法人数)

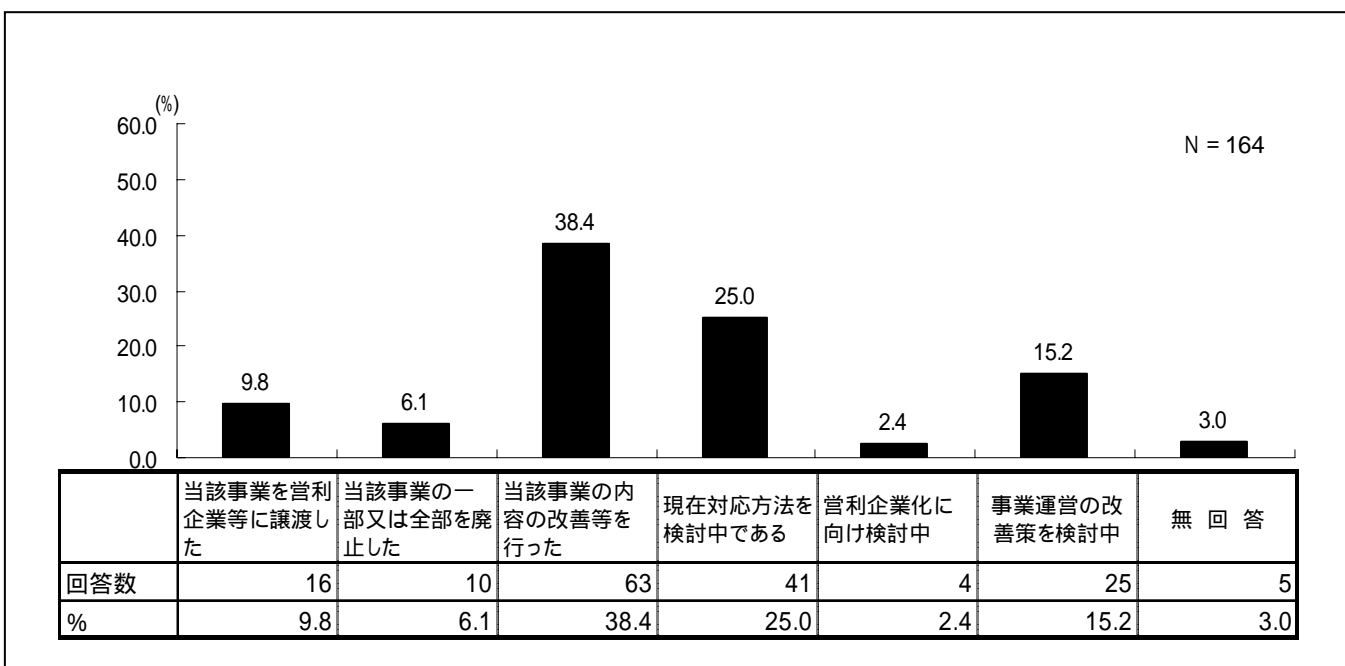
## 収益事業の指導経験の有無

Q17) 収益性のある事業について、行政(国や都道府県等)から、公益法人としてよりふさわしい運営方法に改善すること(対価の引下げ、事業の追加等)、営利企業への転換について検討すること等の指導を受けたことがありますか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( はひとつ)



## 指導後の対応

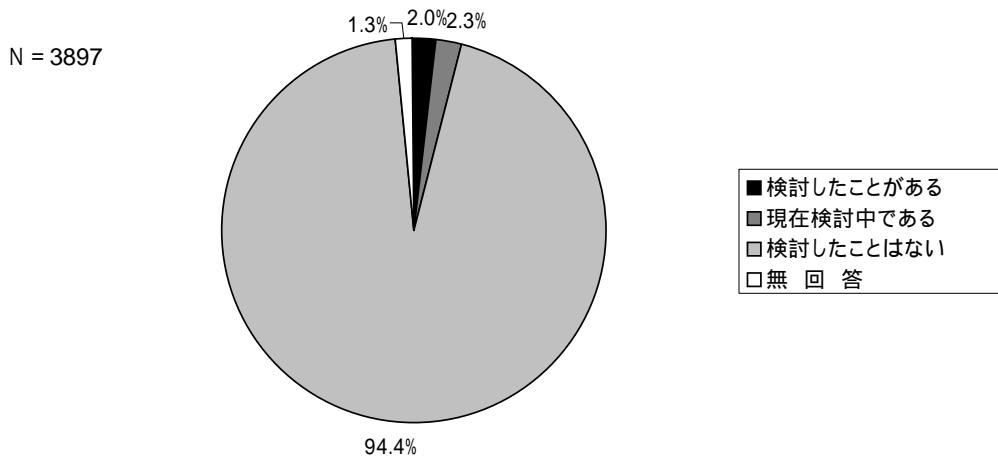
SQ1) (Q17で「指導を受けて対応した」と答えた方に)  
どのように対応されましたか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( はひとつ)



## 営利企業への転換等の検討

S Q2) (Q17で「指導は受けたことがない」と答えた方に)

営利企業への転換や事業の一部を営利企業に譲渡することを自発的に検討したことはありますか。  
次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( はひとつ)



	検討したことがある	現在検討中である	検討したことはない	無回答	* 検討あり
回答数	79	91	3675	52	170
%	2.0	2.3	94.3	1.3	4.4

## 内部留保額

Q18) 貴法人のいわゆる内部留保額はどれくらいになりますか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。  
 なお、内部留保額は、次の算出方法に基づいて算出してください。( はひとつ)

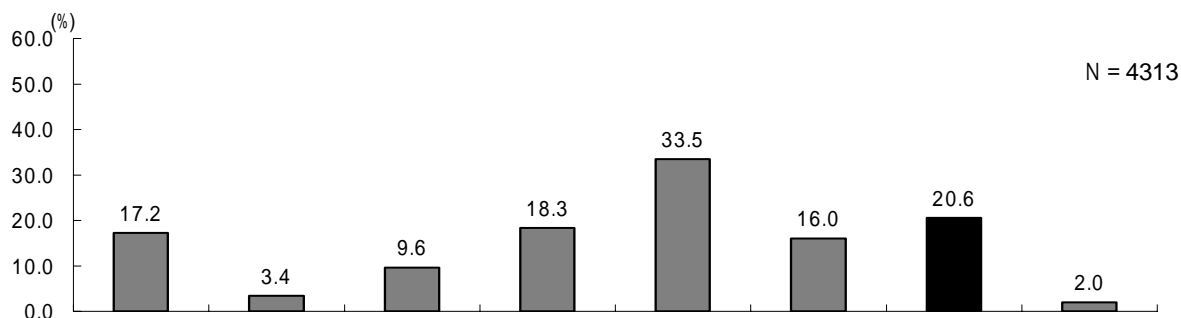
内部留保額の算出方法: 公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針(以下「運用指針」といいます)による算出方法です  
 内部留保額 = 総資産額 - 基本財産(財団のみ) - 公益事業基金(注1) - 法人の運営に不可欠な固定資産(注2)  
 - 引当資産等(注3) - 負債相当額(注4)

(注1) 公益事業を実施するために有している基金をいいます(事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る)

(注2) 法人事務所、事業所、土地、設備機器等の法人の運営に不可欠な固定資産をいいます

(注3) 退職給与引当資産、原価償却引当資産等の将来の特定の支払いに当てる引当資産等をいいます

(注4) 負債の部の計上されている科目のことで、流動負債及び固定負債の両方を含みます



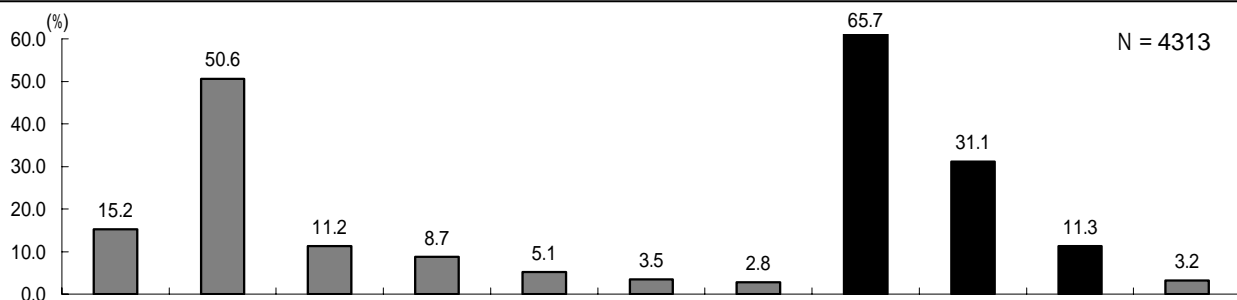
	- 1千万円以下	- 1千万円超 ~ 0円未満	0円以上 ~ 100万円未満	100万円以上 ~ 1千万円未満	1千万円以上 ~ 1億円未満	1億円以上	* 留保額 マイナス	無回答
回答数	741	148	415	789	1445	688	889	87
%	17.2	3.4	9.6	18.3	33.5	16.0	20.6	2.0

## 内部留保水準

Q19) 貴法人の内部留保水準について、次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。  
 なお、内部留保水準は、次の算出方法に基づいて算出してください。( はひとつ)

$$\text{内部留保水準}(\%) = \frac{\text{内部留保額}}{\text{事業費} + \text{管理費} + \text{事業に不可欠な固定資産取得費(注)}} \times 100$$

(注) 当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費をいいます(資金運用等のための支出は含めません)



	0%未満	0%以上 ~ 30%未満	30%以上 ~ 50%未満	50%以上 ~ 100%未満	100%以上 ~ 200%未満	200%以上 ~ 500%未満	500%以上	* 30%未満小計	* 30%以上小計	* 100%以上小計	無回答
回答数	654	2181	482	374	218	149	119	2835	1342	486	136
%	15.2	50.6	11.2	8.7	5.1	3.5	2.8	65.7	31.1	11.3	3.2

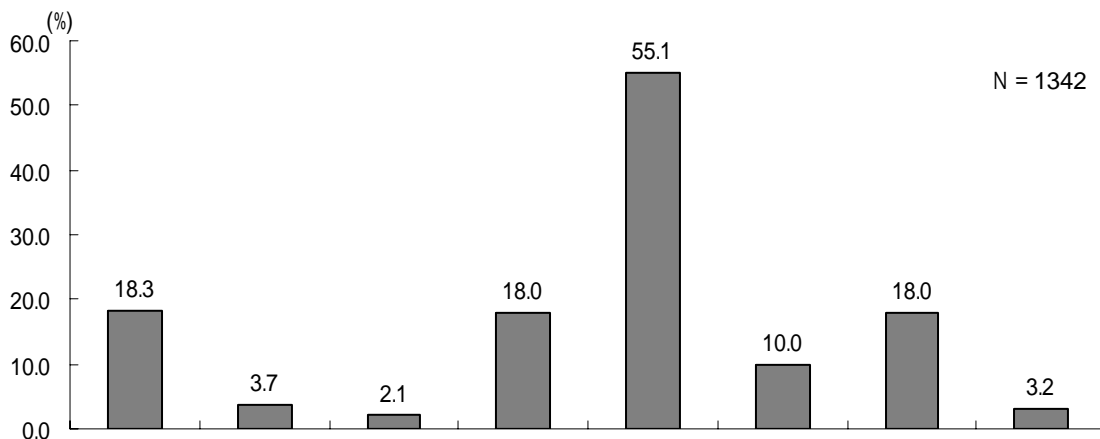
## 内部留保水準が30%以上の理由

SQ1) (Q19で内部留保水準が「30%以上」と答えた方に)

現行の運用指針では、公益事業を適切かつ継続的に行うため、ある程度の内部留保を有することは必要であるがその規模は一定の範囲内にとどめるべきであるとし、その水準の目安として「30%程度以下であることが望ましい」としています。

また、新制度においても、現行の指導監督基準を踏まえ、将来の公益的事業の実施に必要な範囲を超えた過大な資金を留保すべきでないという方向で検討することとしています。

貴法人において内部留保水準が30%以上となっている理由は何でしょうか。次の中から、当てはまるものに印をつけてください。( は複数可)



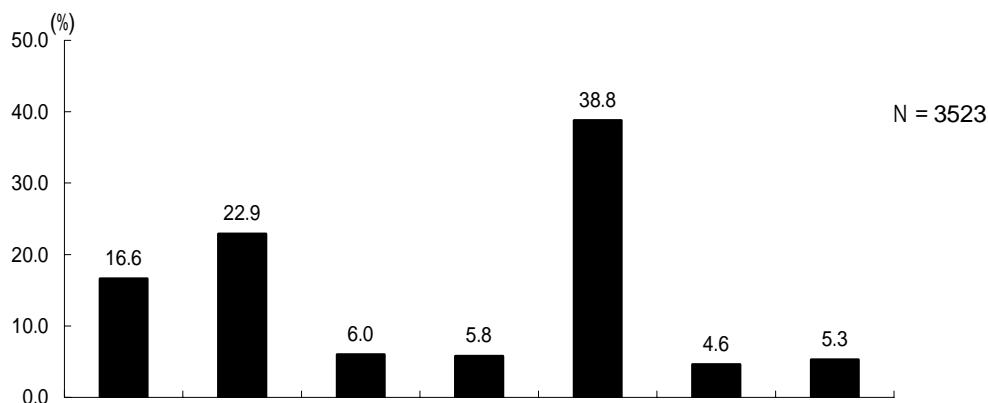
	会費や運用益等の収納が事業年度末であるため	災害補償等給付事業を迅速に行うため	補助金等の減少に備えて事業資金を留保	継続的に一定の事業量が確保できるように繰越し	将来に備えるため	一時的に大きな収入が発生したため	その他	無回答
回答数	246	50	28	241	739	134	242	43
%	18.3	3.7	2.1	18.0	55.1	10.0	18.0	3.2

## 公益事業基金について

S Q2) (Q19で内部留保水準が「0%以上」と答えた方に)

内部留保水準を適正なものとするために、用途を特定しない預金等で保有するのではなく、使用目的を公益事業に限定した基金(公益事業基金)として保有することも考えられます。

貴法人において余裕資金を公益事業基金とすることについて、どのようにお考えですか。次の中から最もお考えに近いものに 印をつけてください。( はひとつ)



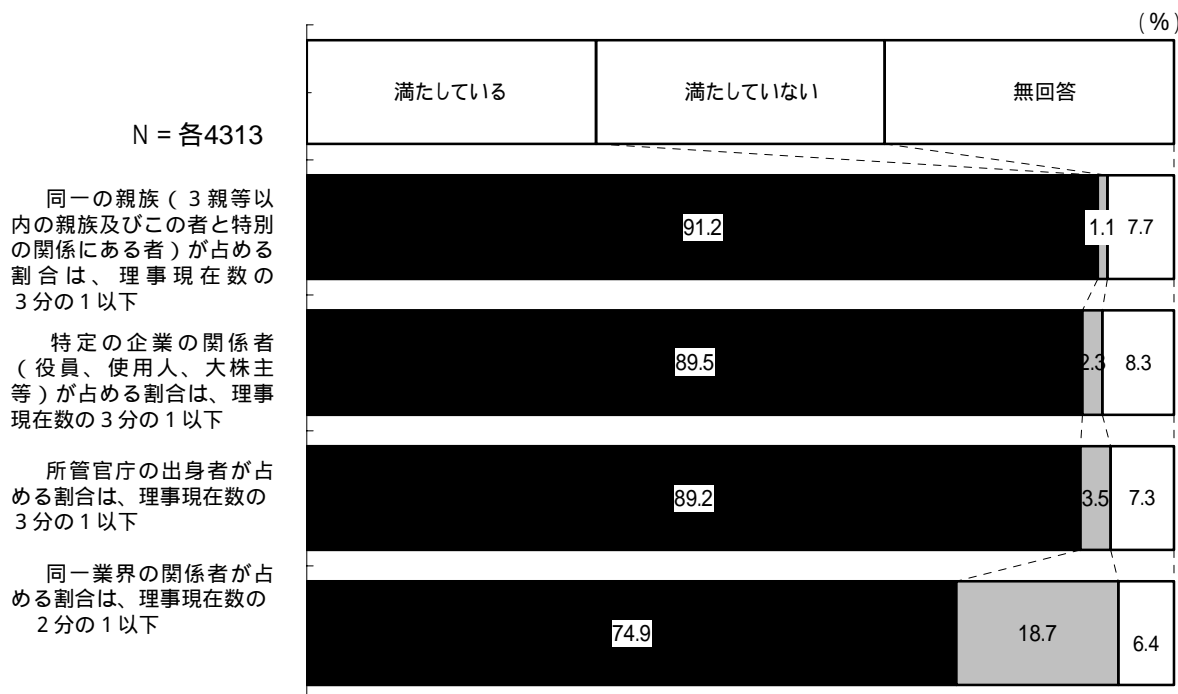
	必要があれば公益事業基金を造成する等を検討	年度当初の運営資金確保のため造成困難	適切な時期に事業執行できないため造成困難	資金の有効な活用に支障が生ずるため造成困難	内部留保水準は高くなく公益事業基金造成は不要	その他	無回答
回答数	585	806	212	206	1368	161	185
%	16.6	22.9	6.0	5.8	38.8	4.6	5.3

## 現行の指導監督基準について

Q20) 理事の構成について、現行の指導監督基準において、次の ~ となっていますが、貴法人ではそれぞれの基準を満たしておりますか。「満たしている」「満たしていない」のいずれかに 印をつけてください。

( はひとつずつ)

〔 現在、指導監督基準の「8.経過措置等」(1)の基準により、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の監事(外部監事)を設置して対応されている法人の方は、「2..」を選択してください。 〕



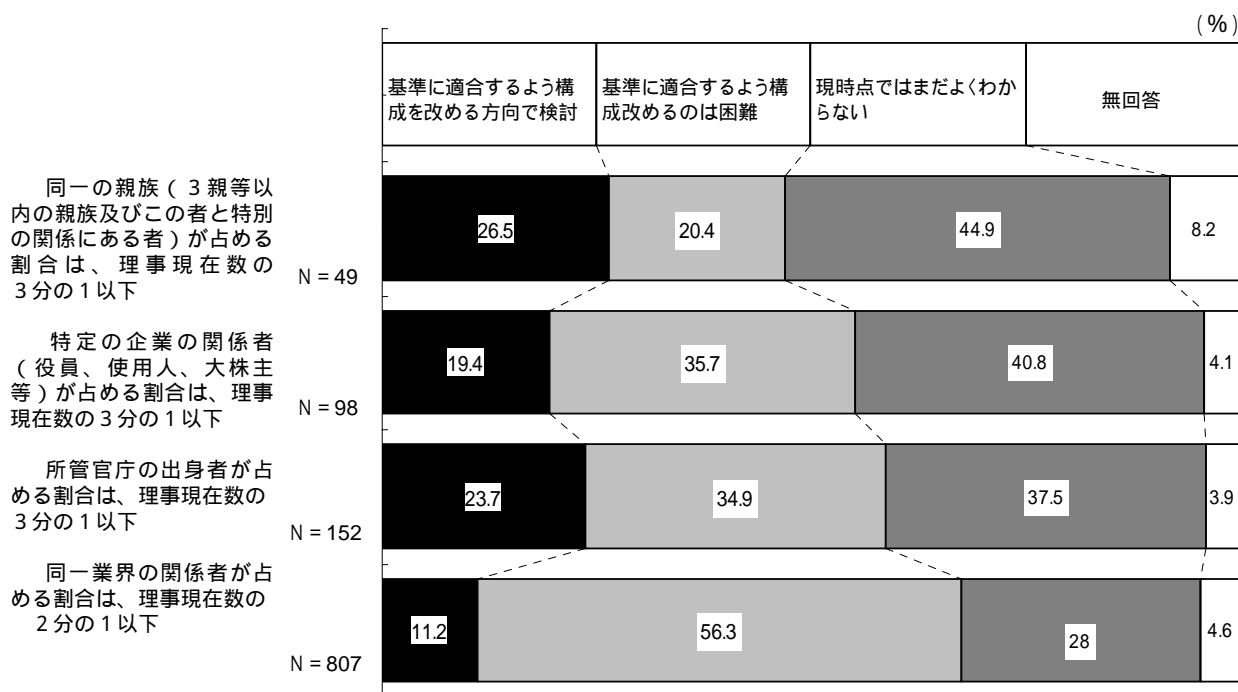
	満たしている	満たしていない	無回答
同一親族割合理事数3分の1以下	3933	49	331
特定企業関係者理事数3分の1以下	3858	98	357
所管官庁出身者理事数3分の1以下	3846	152	315
同一業界関係者割合2分の1以下	3232	807	274

## 満たしていない場合の対応の考え

SQ1) (Q20で「満たしていない」にひとつでも がついた方に)

今後、仮に、新たな制度において次の から の基準がそのまま定められ、いずれかの基準を満たさない場合は、公益性の認定を受けられない可能性があることとなった場合、どのような方向での対応をお考えになりますか。

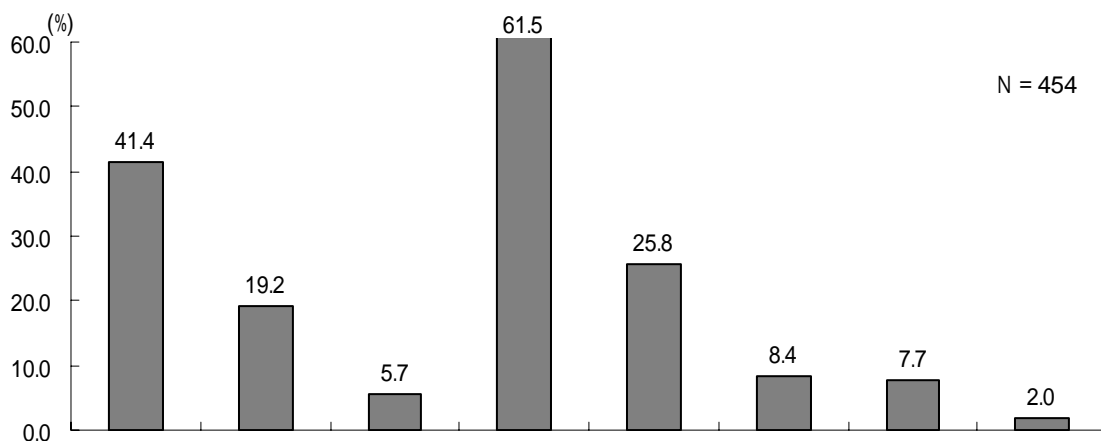
現行の指導監督基準における基準 ~ のうち、基準を満たしていない項目についてのみ、最も貴法人のお考えに近いものを表の下にある回答選択肢1～3の中から選び をつけてください。( はひとつずつ)



	N	基準に適合するよう構成を改める方向	基準に適合するよう構成改めるのは困難	現時点ではまだよくわからない	無回答
同一親族割合理事数3分の1以下	49	13	10	22	4
特定企業関係者理事数3分の1以下	98	19	35	40	4
所管官庁出身者理事数3分の1以下	152	36	53	57	6
同一業界関係者割合2分の1以下	807	90	454	226	37

## 構成を改めることの困難な理由

SQ2) (Q20 - SQ1で「同一業界」について「基準を適合するように構成を改めるのは困難」と答えた方に)  
 同一業界の関係者の基準に適合するよう構成を改めることが困難な理由は何でしょうか。  
 次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( は複数可)



	同一業界関係者以外では適任者がいない	引き受けてもらえないか相当の報酬の支払が必要	継続して就任してもらうことが困難	法人の円滑な事業運営に支障が生じる	社員や関係者の理解が得られがたいから	同一業界の範囲が広く就任可能な者が少ない	その他	無回答
回答数	188	87	26	279	117	38	35	9
%	41.4	19.2	5.7	61.5	25.8	8.4	7.7	2.0

## 評議員会設置の有無

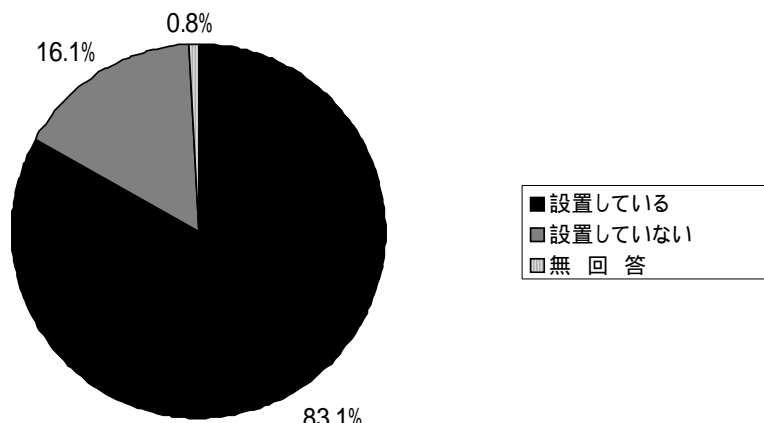
【Q21は財団法人のみお答えください】

Q21) 現行の指導監督基準では、財団法人にあっては、原則として評議員会を設置することとされていますが、貴法人では、評議員会を設置しておられますか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。

( はひとつ)

(注: 評議員会は寄附行為に明記し、法人の正式な機関として設置している場合に限りです)

N = 2297



	設置している	設置していない	無回答
回答数	1908	370	19
%	83.1	16.1	0.8

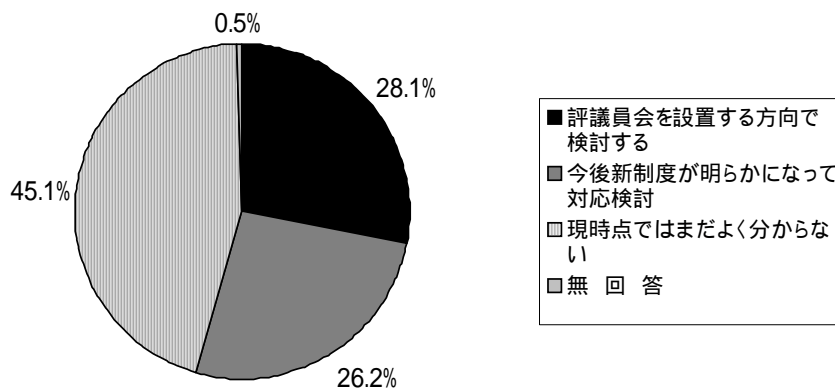
## 評議員会設置時の対応

SQ) (Q21で「設置していない」と答えた方に)

新制度においては、財団のガバナンスの強化の観点から評議員会を必ず設置しなければならないこととなった場合、どのような対応をお考えになるでしょうか。次の中から、貴法人のお考えに最も近いものをお選びください。

( はひとつ)

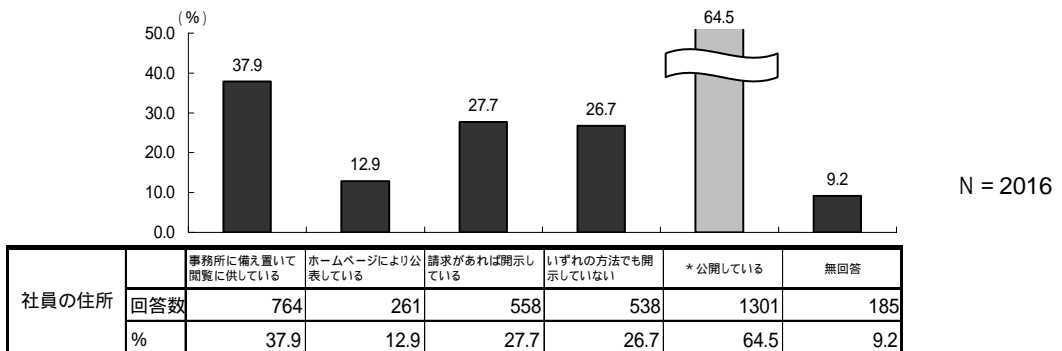
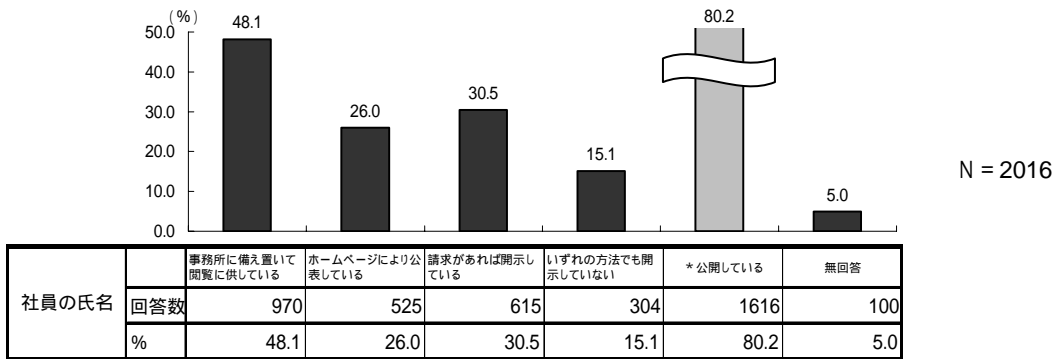
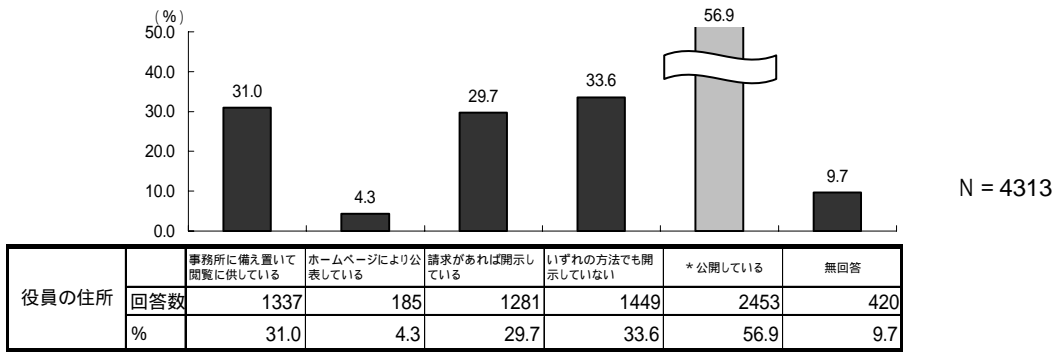
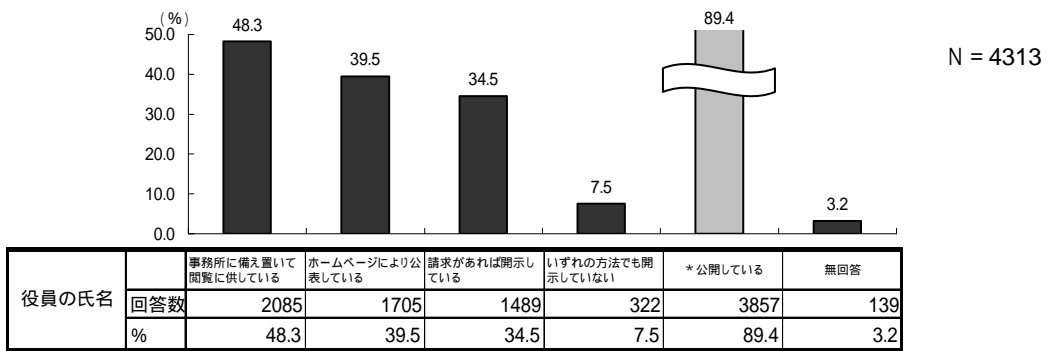
N = 370



	評議員会を設置する方向で検討する	今後新制度が明らかになって対応検討	現時点ではまだよく分からない	無回答	* 検討する
回答数	104	97	167	2	201
%	28.1	26.2	45.1	0.5	54.3

## 名簿公開の有無

Q22) 貴法人では、「役員名簿」および「社員名簿(社団法人の場合のみ)」を、行政、債権者、融資者、財産抛出者といった関係者以外の一般の方に公開していますか。次にあげた「役員名簿」「社員名簿」それぞれについて、氏名および住所を公開しているかどうか、～ について、それぞれ当てはまるものに 印をつけてください。



## クロス集計

### < 役員の氏名 >

区 分		N	事務所に備え置いて閲覧に供している	ホームページにより公表している	請求があれば開示している	いずれの方法でも開示していない	* 公開している	無回答
計		4,313	2,085	1,705	1,489	322	3,857	139
Q4 常勤職員数	4人以下	2,125	1,020	659	709	211	1,825	93
	5～9人	743	360	330	265	43	677	23
	10～19人	512	258	239	184	21	484	8
	20～49人	458	226	252	164	16	436	6
	50～99人	202	94	103	74	8	191	3
	100～199人	117	51	62	37	6	109	2
	200人以上	85	45	52	30	5	80	0

(法人数)

### < 役員の住所 >

区 分		N	事務所に備え置いて閲覧に供している	ホームページにより公表している	請求があれば開示している	いずれの方法でも開示していない	* 公開している	無回答
計		4,313	1,337	185	1,281	1,449	2,453	420
Q4 常勤職員数	4人以下	2,125	772	102	634	606	1,316	209
	5～9人	743	213	27	220	270	400	76
	10～19人	512	148	27	148	184	277	51
	20～49人	458	98	17	137	190	223	45
	50～99人	202	43	4	63	87	102	13
	100～199人	117	19	4	33	55	50	12
	200人以上	85	16	2	20	45	33	7

(法人数)

### < 社員の氏名 >

区 分		N	事務所に備え置いて閲覧に供している	ホームページにより公表している	請求があれば開示している	いずれの方法でも開示していない	* 公開している	無回答
計		2,016	970	525	615	304	1,616	100
Q4 常勤職員数	4人以下	1,148	557	266	344	171	916	65
	5～9人	382	178	108	123	63	299	20
	10～19人	227	108	72	68	33	188	6
	20～49人	138	68	44	43	18	115	5
	50～99人	49	23	19	17	7	41	1
	100～199人	23	8	5	7	5	17	1
	200人以上	15	9	7	5	2	12	1

(法人数)

### < 社員の住所 >

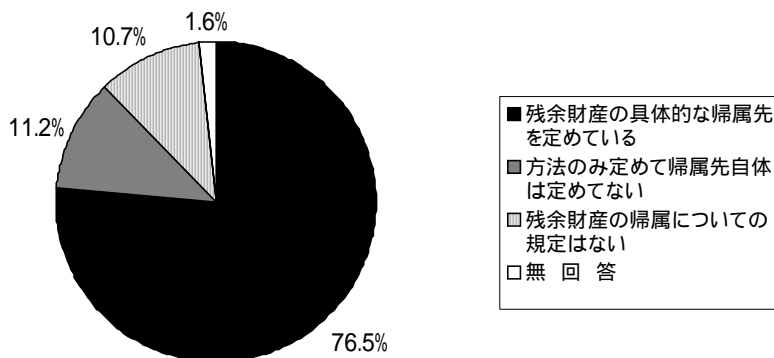
区 分		N	事務所に備え置いて閲覧に供している	ホームページにより公表している	請求があれば開示している	いずれの方法でも開示していない	* 公開している	無回答
計		2,016	764	261	558	538	1,301	185
Q4 常勤職員数	4人以下	1,148	470	149	311	279	770	103
	5～9人	382	130	50	109	118	227	40
	10～19人	227	75	30	61	68	140	20
	20～49人	138	47	18	40	40	87	11
	50～99人	49	16	9	18	14	33	2
	100～199人	23	7	0	7	7	13	3
	200人以上	15	3	1	2	7	4	4

(法人数)

## 残余財産について

Q23) 法人が解散した場合の清算時における残余財産の帰属先について、定款(寄附行為)に定めがありますか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( はひとつ)

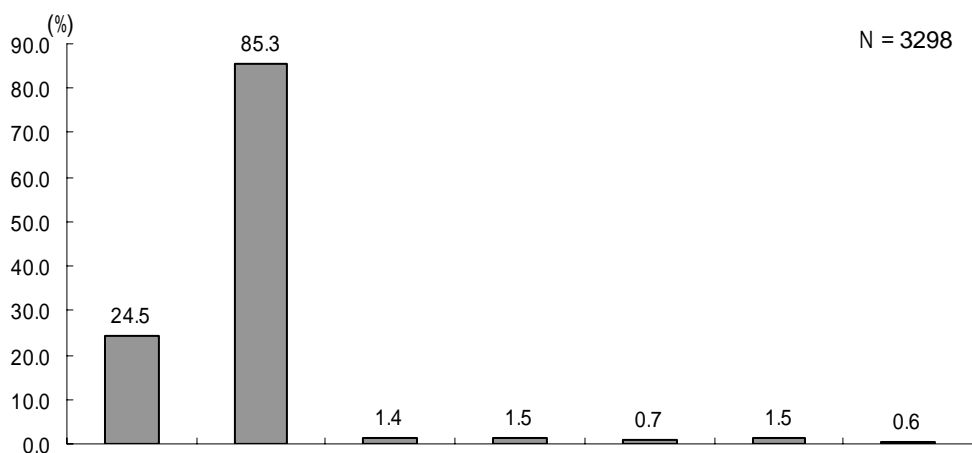
N = 4313



	残余財産の具体的な帰属先を定めている	方法のみ定めて帰属先自体は定めてない	残余財産の帰属についての規定はない	無回答
回答数	3298	484	463	68
%	76.5	11.2	10.7	1.6

## 残余財産の帰属先

S Q1) (Q23で「残余財産の具体的な帰属先を定めている」と答えた方に) 財産の帰属先はどのように定めていますか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( は複数可)

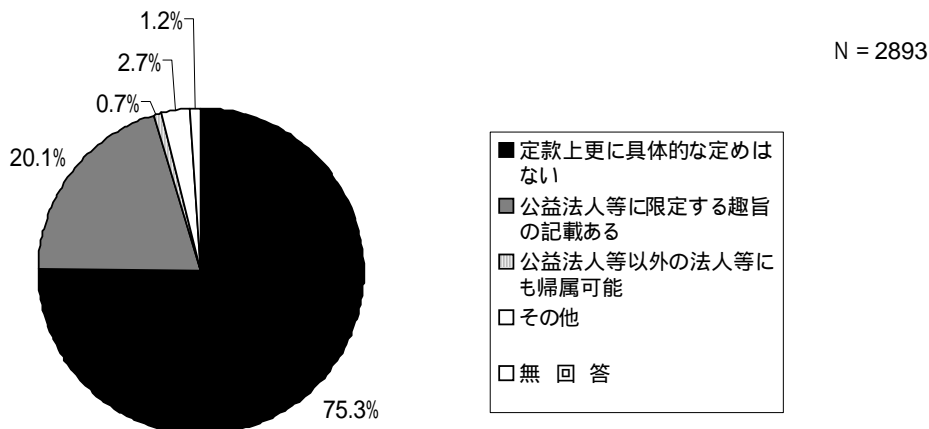


	国又は地方公共団体	類似の目的を有する団体	関係する団体	社員、出資・拠出した個人・法人	特定の法人や個人	その他	無回答
回答数	809	2812	47	50	24	48	20
%	24.5	85.3	1.4	1.5	0.7	1.5	0.6

## 残余財産の帰属先についての記載内容

SQ2) (Q23 - SQ1で「類似の目的を有する団体」又は「関係する団体」と答えた方に)

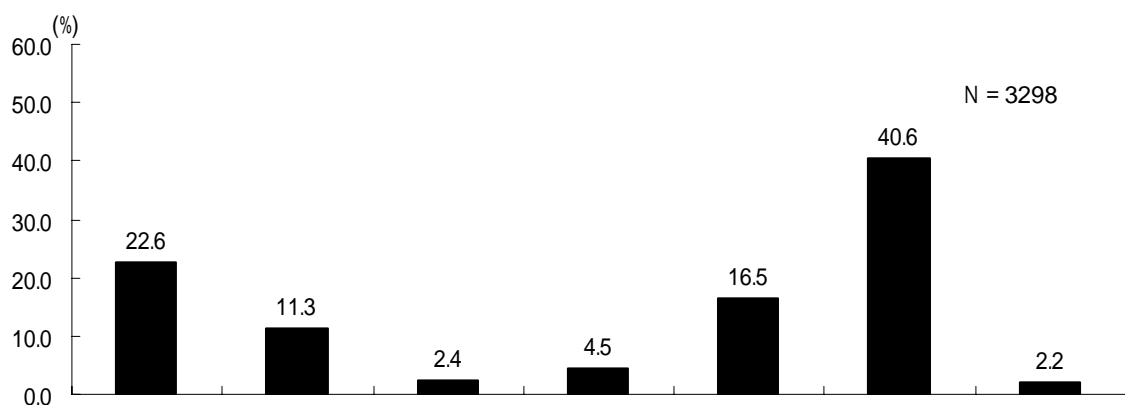
「類似の目的を有する団体」や「関係する団体」について、それがどのような「団体」であるかについて更に具体的な記載がなされていますか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( はひとつ)



	定款上更に具体的な定めはない	公益法人等に限定する趣旨の記載ある	公益法人等以外の法人等にも帰属可能	その他	無回答
回答数	2137	572	20	76	34
%	75.3	20.1	0.7	2.7	1.2

## 収益事業の区分経理

Q24) 貴法人では、収益事業の区分経理はどのように行っていますか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( はひとつ)

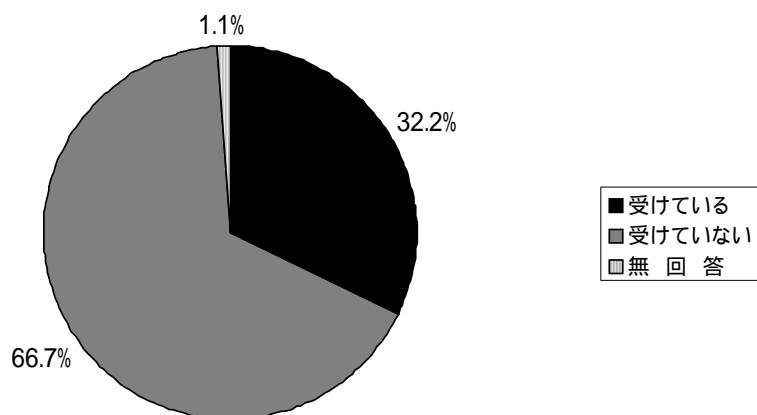


	税法上の収益事業を他の事業と分けて収支計算書等を作成	収支計算書において収益事業と他の事業を分けて記載	付随的収益事業を他の事業と分けて収支計算書等を作成	収支計算書において付随的収益事業と他の事業を分けて記載	収益事業等はあるが区分経理を行っていない	収益事業を行っていないので区分経理はしていない	無回答
回答数	973	486	104	194	713	1749	94
%	22.6	11.3	2.4	4.5	16.5	40.6	2.2

## 公認会計士等による外部監査の有無

Q25) 貴法人では、公認会計士又は監査法人による外部監査を受けていますか。( はひとつ)

N = 4313



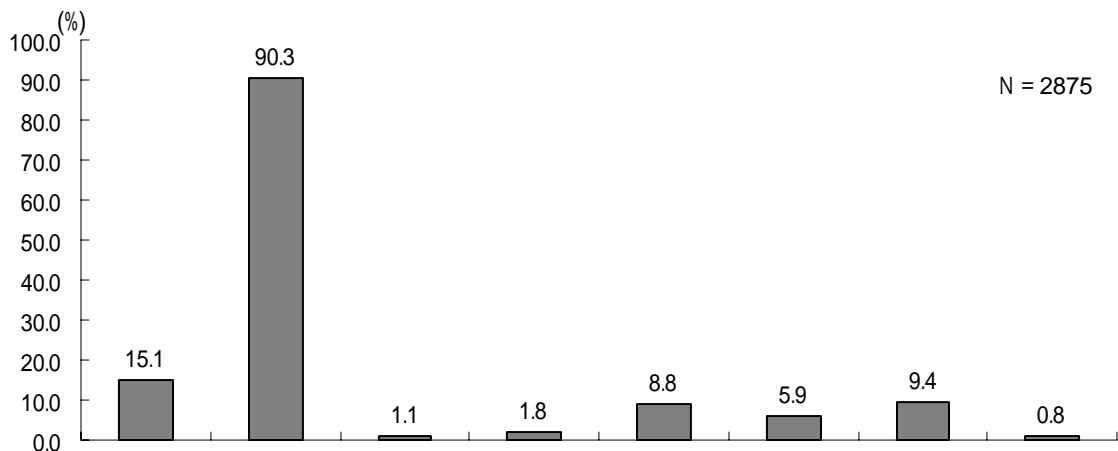
	受けている	受けていない	無回答
回答数	1389	2875	49
%	32.2	66.7	1.1

## 外部監査を受けていない理由

SQ1) (Q25で外部監査を「受けていない」と答えた方に)

外部監査を受けていない理由は何でしょうか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。

( は複数可)

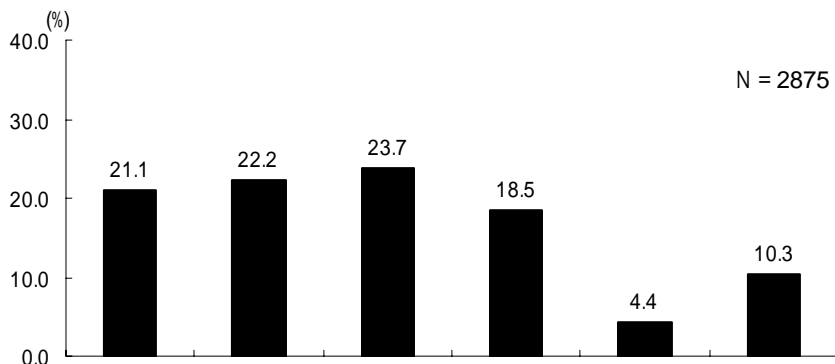


	外部監査には相当の費用がかかる	監事で法人の適正な会計処理が確保される	外部監査がなくても適正な会計処理は確保される	外部監査に対応する内部体制が整っていない	所管官庁から外部監査を受けるよう指導がない	理事等に公認会計士がいる	その他	無回答
回答数	433	2597	32	52	254	170	269	23
%	15.1	90.3	1.1	1.8	8.8	5.9	9.4	0.8

## 外部監査を求められた時の対応

S Q2) (Q25で外部監査を「受けていない」と答えた方に)

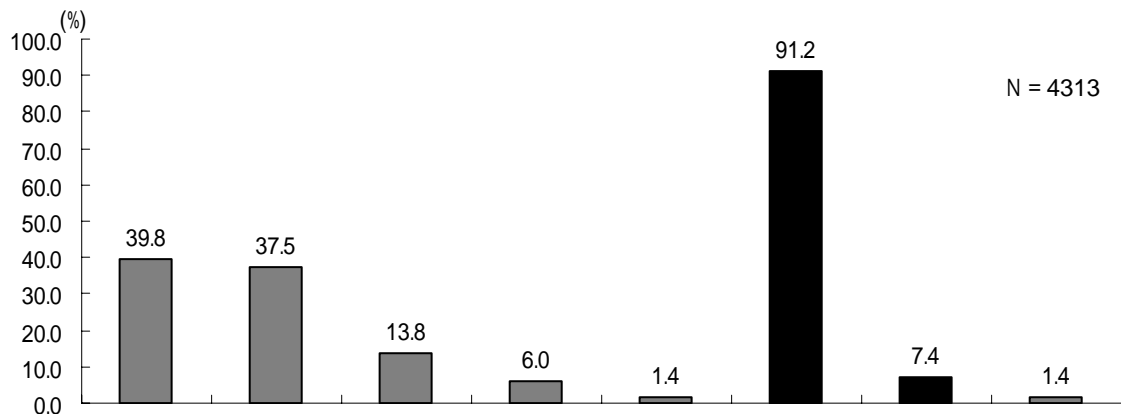
新しい公益性認定制度において、認定を受けた非営利法人に外部監査が求められることとなった場合どのような対応をしますか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( はひとつ)



	公益性認定を受ける予定がないので対応しない	外部監査の導入を検討する	コスト負担の観点から外部監査の導入困難	外部監査対応の体制整備に一定時間が必要	その他	無回答
回答数	606	637	680	531	126	295
%	21.1	22.2	23.7	18.5	4.4	10.3

## 制度改革の関心度

Q26) 貴法人では、公益法人制度改革の動きについて、どの程度関心がおありでしょうか。次の中から、当てはまるものに 印をつけてください。( はひとつ)



	研修に参加する等検討状況に注意を払っている	関心はあるが詳しい内容は知らない	どちらかといえば関心があるが内容は知らない	どちらかといえばあまり関心がない	まったく関心がない	* 関心あり	* 関心なし	無回答
回答数	1718	1618	596	260	61	3932	321	60
%	39.8	37.5	13.8	6.0	1.4	91.2	7.4	1.4

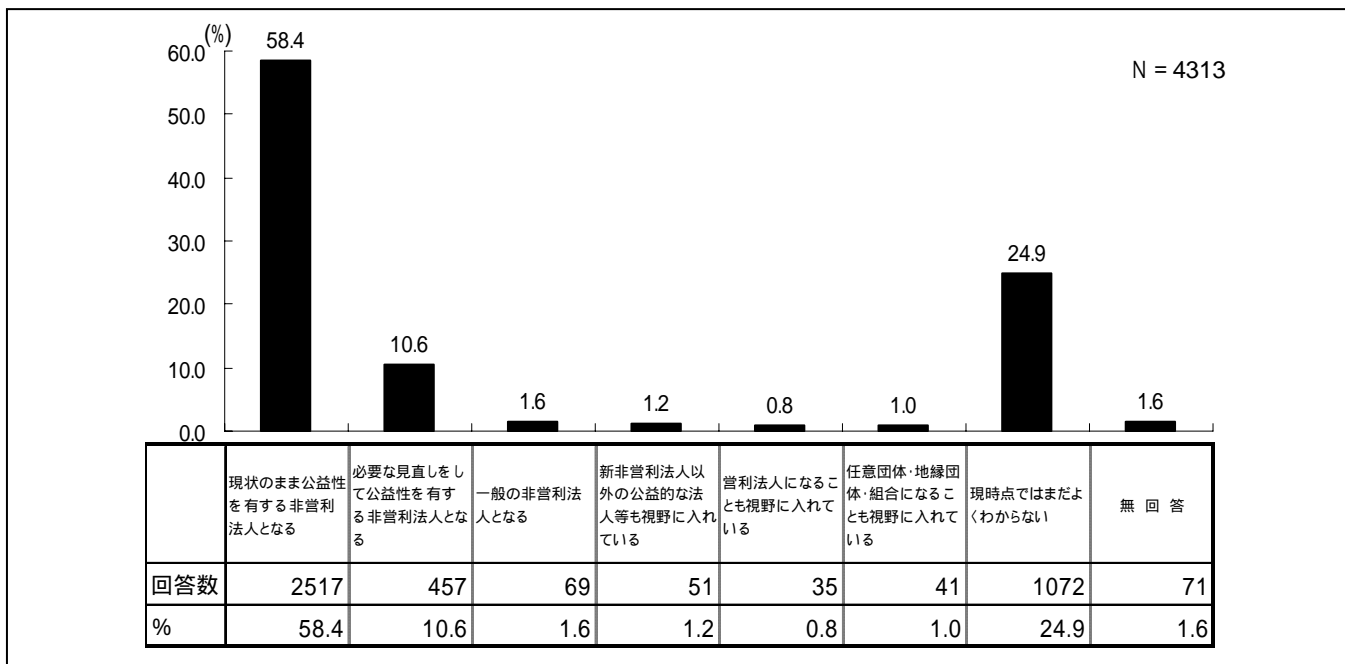
## クロス集計

区 分		N	研修に参加する等検討状況に注意を払っている	関心はあるが詳しい内容は知らない	どちらかといえば関心あるが内容知らない	どちらかといえばあまり関心がない	まったく関心がない	* 関心あり	* 関心なし	無回答
計		4,313	1,718	1,618	596	260	61	3,932	321	60
Q2 事業分野	家庭生活・子育て	111	36	43	19	8	3	98	11	2
	保健・衛生・医療・栄養	606	240	224	82	40	10	546	50	10
	レクリエーション・旅行・観光等	206	59	90	35	17	2	184	19	3
	福祉・援護	487	169	174	87	38	7	430	45	12
	職業・労働	402	128	166	70	26	5	364	31	7
	特定地域・福利厚生等	234	102	82	35	10	5	219	15	0
	地域振興・まちづくり等	555	209	222	77	33	8	508	41	6
	住民の安全・交通安全等	256	116	92	33	7	4	241	11	4
	学校教育・育英・奨学	523	186	192	82	44	12	460	56	7
	社会教育	280	100	109	41	21	4	250	25	5
	学術・研究・学会	685	335	244	61	29	7	640	36	9
	体育・スポーツ	251	77	121	29	17	3	227	20	4
	文化・芸術・芸能	361	151	128	47	24	3	326	27	8
	美術館・博物館・図書館	155	71	51	24	5	3	146	8	1
	報道・出版	85	51	20	8	6	0	79	6	0
	宗教・倫理・思想関係	34	13	11	5	4	1	29	5	0
	国際交流・国際親善等	280	147	101	20	7	1	268	8	4
	政治・行政	122	53	46	15	7	0	114	7	1
	自然保護・環境保全	248	107	92	33	13	3	232	16	0
	経済一般	367	171	125	48	15	3	344	18	5
特定の産業の発展・育成	545	261	196	65	19	2	522	21	2	
農林水産業の発展・育成	383	137	145	68	28	4	350	32	1	
上記活動を行う団体支援等	448	203	165	54	18	4	422	22	4	
その他	337	165	110	43	12	5	318	17	2	
Q4 常勤職員数	4人以下	2,125	640	855	368	185	46	1,863	231	31
	5～9人	743	298	301	104	23	6	703	29	11
	10～19人	512	233	193	52	22	5	478	27	7
	20～49人	458	263	138	38	13	0	439	13	6
	50～99人	202	129	56	11	4	0	196	4	2
	100～199人	117	76	32	6	1	0	114	1	2
	200人以上	85	62	17	3	2	0	82	2	1
Q7 正味財産額	3百万円未満	323	66	142	64	34	9	272	43	8
	3百万円以上～1千万円未満	350	86	138	65	46	7	289	53	8
	1千万円以上～5千万円未満	995	298	405	199	65	15	902	80	13
	5千万円以上～1億円未満	490	159	199	78	36	11	436	47	7
	1億円以上～5億円未満	1,167	486	456	133	65	15	1,075	80	12
	5億円以上～10億円未満	366	200	121	29	5	3	350	8	8
	10億円以上	588	412	145	20	7	1	577	8	3

(法人数)

## 制度発足時に目指す方向性

Q27) 新たな非営利法人制度・公益性認定制度が発足することとなった場合、貴法人の組織は、どのような方向を目指していられるお考えでしょうか。次の中から、お考えに最も近いと思われるものに 印をつけてください。  
( はひとつ)



## クロス集計

区分	N	現状のまま公益性を有する非営利法人となる	必要な見直しをして公益性を有する非営利法人となる	一般の非営利法人となる	新非営利法人以外の公益的な法人等も視野に入れている	営利法人になることも視野に入れている	任意団体・地縁団体・組合になることも視野に入れている	現時点ではまだよくわからない	無回答
計	4,313	2,517	457	69	51	35	41	1,072	71
Q13 会員等対象事業実施の有無									
会員等対象事業を実施している	2,199	1,271	241	43	20	11	29	545	39
会員等対象事業を実施していない	1,999	1,186	208	22	27	24	10	497	25
無回答	115	60	8	4	4	0	2	30	7

(法人数)

区分	N	現状のまま公益性を有する非営利法人となる	必要な見直しをして公益性を有する非営利法人となる	一般の非営利法人となる	新非営利法人以外の公益的な法人等も視野に入れている	営利法人になることも視野に入れている	任意団体・地縁団体・組合になることも視野に入れている	現時点ではまだよくわからない	無回答
計	2,199	1,271	241	43	20	11	29	545	39
Q13SQ1 (イ) 会員等対象事業を実施している方のうち、全事業の事業費に占める割合									
20%未満	585	381	60	9	4	5	6	114	6
20%以上～40%未満	308	184	44	3	1	1	2	68	5
40%以上～60%未満	200	117	33	0	1	1	5	40	3
60%以上～80%未満	222	125	27	4	3	0	1	60	2
80%以上	716	369	68	24	9	3	9	218	16
無回答	168	95	9	3	2	1	6	45	7

(法人数)